

政策資料

No.315 《復刊210号》
1992年12月1日

卷頭言 外 口 玉 子	1
〈資料〉	
◎第125回臨時国会	
○衆議院本会議代表質問 委員長	2
○参議院本会議代表質問 久保亘	8
○戦後補償問題の解決に向けた実態調査 の推進に関する申し入れ	16
○国民生活審議会・消費者政策部会報告 について(談話)	17
○申し入れ(プルトニウム輸送に関する)	17
○原子力の日に関する申し入れ	19
○プルトニウムに関する申し入れ	20

[シャドー関係]

○シビリアンコントロールの確立に関する申し入れ	21
○自動車排ガス規制の推進に関する申し入れ	22
○当面の経済・財政政策と補正予算に対する基本的見解	23
○身体の故障等により直接請求における自筆署名ができない有権者への代理署名を認める件についての申し入れ	24
○モビリティ・ハンディキャップの克服をめざして	25

政策の焦点

I 社会党の地球環境保全基本法案についての報告	27
II 防衛予算と過渡期の安全保障政策	30

先の国会では、日本が大きく危険な方向にカーブを切った「PK法」の強行可決の一方で、五度の継続審議を重ねた「医療法」がついに修正のうえ改正されました。

「医療法」は本来、医療の基本法として位置付けられるべき法律ですが、従来は医療施設の規定が中心で、基本法となるべき理念規

スの提供者と利用者との信頼関係を大きく阻んできています。知らしむべからず、依らしむべし“という暗黙のルールが長年幅をきかせてきたわが国の医療界にあっては、サービスの利用者が自らを守るために“消費者運動”は圧倒的に立ち後れています。疾病構造が慢性疾患を中心へと移

安心して自らの状態を伝え、相談できる人が身近に得られること、そして納得できる説明を受け、合意のうえで治療内容が決定されること、すなわち「インフォームド・コンセント」の考え方とそれが十分に機能するための「支援体制」をつくりあげていくことが必要です。このような条件が満たされた

こと、私は米国のボストンに留学していましたが、患者に対し一方的に医療供給をするしくみに対する批判が、患者を医療における消費者として認識する運動を起こしていきました。その後、インフォームド・コンセントが医療における倫理及び法律の問題として取上げられ、ついに「患者の権利章典法」や「ヘルスケア・クオリティ改善法」の成立へと発展し、世界的な潮流となつたのでした。

病いからの回復のプロセスには“共感”と“連帯感”による人と人との関わりは不可欠な要素です。病む人の権利を保障しそれを支える“人”と“場”を確保していくことにより、人々が最も治癒力を発揮する基盤づくりが必要です。見直しが一九九三年に控えている「精神保健法」、また「医療法第三次改正」、そして「患者の権利法」、「生活支援法」の制定へ、病む人の権利保障に向けての私たの取り組みは緊急な課題です。

（衆議院議員・とぐちたまこ）

言頭巻



病む人の権利を 保障するしくみを

外口玉子

政策審議会副会長

定が全く欠落したままにおかれてきました。従って、先の改正の折私たちは、基本法としての性格づけを行い、これから医療のヴィジョンをはっきりと打出すことをめざすと共に、何よりも「病む人の固有の権利」の保障を明確化することに重点をおきました。

しかし日本の医療は、強い閉鎖性、密室性によって、医療サービ

行し“健康観”“疾病観”が大きく変化しつつある今、無病息災から“一病息災”へといわれるようになり、病いを持ちながらも、それに上手につきあって暮らす生き方が重視されはじめています。そうした中で、ようやくにして患者の医療者との受身的、依存的関係が変わろうとしています。それをより確かなものにするには、病む人が

このような患者の立場を尊重する考えが起った一九六〇年代のアメリカでは、反戦・反核運動、女性開放運動、消費者運動など多様な人権運動が盛んで、その一つとして患者の人権運動が始まったの

資料



一九九二・一一・四（第二二五回臨時国会）

衆議院本会議代表質問

日本社会党・護憲民主連合
田辺誠

私は、日本社会党・護憲民主連合を代表して、さきに行われた宮沢総理の所信表明に対する質問を行います。

私はあなたの所信表明を聞いて、深い失望を抱かざるをえませんでした。いま、国民の間では、政治の現状について「複合汚染」

さらには「複合憤怒」という言葉が語られています。それはロッキード疑惑以来、リクルート、共和、佐川と、どどまるところを知らない政治スキャンダルにたいする怒り、それをみずからの方で正すことができないできた、わが党を含むすべての政党政治、議会政治に対する不信。そして、私たち政治家のあり方にまでおよぶ国民の厳しい批判にはかなりません。そこに込められた国民の絶望にも似たやりきれない気持ちを思うとき、私はここに最大野党としての重大な責任を自覚するとともに、何としても今日の議会政治と議会制民主主義の危機を開き、国民の信頼を取り戻すための決意を新たにするものであります。私はその痛切な思いを込めて、以下の質問を進めたいたいと思います。

総理の明快な答弁を求めます。

（佐川疑惑—真相究明と責任の明確化）
第一は、佐川疑惑に関する問題であります。

金丸信・前自民党副総裁が五億円を佐川から受け取った時期は、あのリクルート疑惑を受け、当時の海部首相が「政治改革に命をかける」と公約した先の総選挙の直前のことでありました。国民を欺き、愚弄するも甚だしい振る舞いと言わなければなりません。

しかも、その事実が隠しおおせなくなつたとき、上申書と二〇万円の罰金ですませたことに対する国民の憤激がどれほど激しいものであったか、総理にはお分かりでしょうか。法治国家の初步的な原則である法の下の平等が公然と無視された事実は、まさに権力の私物化であり、形を変えた指揮権発動とも言え、わが国の検察と司法はかつてない不信と怒りをかつてゐるのであります。

金丸氏側は、その五億円を竹下派の同志に配つたと声明している以上、誰にどれだけ配つたのか、その氏名と金額を明確にする責任があります。わが党はすでに市民の皆さんとともに、その配付先の氏名を特定せず、告発の手続きを済ませました。もし、配付の事実そのものがなければ、こんどは所得税、贈与税にかかる脱税の疑惑が生ずるのであります。

そうした疑惑に答えるために、当然、金丸氏はこの国会に証人として出席し、責任ある証言を行うべきであります。総理大臣であり、自民党総裁であるあなたの責任に基づいて、金丸氏の証人喚問を実現させるべきだと考えるが、明確な見解を述べていただきたいと思います。第二に、竹下登・元首相の問題であります。自民党総裁の地位につ



くに当たって右翼・暴力団が深くかかわっていたという恥ずべき事実は、わが国憲政史上かつてない不祥事であります。この事実がどれだけ国民の政治不信をかきたて、国際社会の信頼を傷つけているか、測り知れないものがあると言わなければなりません。東京佐川急便事件の裁判における冒頭陳述が事実とすれば、竹下氏が一地方の右翼の街頭宣伝にあれほど脅えて、二度までも田中元首相邸を訪れ、門前払いされた裏に何があつたのか。あの右翼団体は、何かもっと巨大な力によって操られていたのではないか。竹下氏は表沙汰になつては困る何かもっと重大な弱みを抱えていたのではないのか。まさかとは思うが、暴力団への単なる説得の依頼だけではなく、その裏に巨額の金錢が動いたのではないのかとさえ、国民が疑うのは当然であります。

総理。あなたは所信表明において「およそ政治家がこのような集団と関わりを持つべきではない」と、他人ごとのように言われたが、あつてはならないことが現実にあつた以上、まず、やるべきことは真相の徹底的な究明であります。私は総理の演説をきいて、「真相究明」の言葉が一語もないのに啞然としました。竹下氏がこの国会に証人として出席し、疑惑に答えるのは当然であります。あなたは、自らの手で総理大臣の権威を取り戻すためにも、竹下氏に対しても証人喚問を受け入れるよう直言なさるべきではないか。なぜ、直ちにそれをやりにならないのですか。伝えられるところの、政治倫理審査会でお茶を濁すなど、断じて認めるることはできません。

私はいやしくも総理の重責にあつた者が、このような疑惑を受けた以上、議員辞職を求める圧倒的な世論に従い、自ら責任をとるべきであると思うが、総理・総裁として、どう対処されるのか、明確な答えを求めるものであります。

第三に、佐川事件に関する疑惑は、単に金丸氏だけに限られるものではありません。違法の疑いのある、いわゆる佐川マネーのうち、明るみに出された金丸前副総裁への五億円以外に、一七億円の黒い資

金が、三人の総理経験者を含む十数名の有力政治家に配られたと言わっています。このことは、東京佐川急便の渡辺元社長による検察当局への供述として報道されていましたのであります。総理は、自民党総裁として、進んで実態を調査し、国民の疑惑に答える責任を負っています。だれにも憚らず、真相を徹底的に調査・究明すべきであります。総理はどのように対処されるのでしょうか。

第四には、宮沢総理ご自身の問題であります。国民はすでに、宮沢総裁・総理の誕生に際して、あなたが一派閥の事務所に呼びつけられ、膝を屈して屈辱的な「面接」を受けたこと、宮沢総理の地位は竹下派によって事実上与えられたことを、よく知っています。あなたが金丸氏の副総裁辞任をあえて慰留したり、二ヶ月近くも不可解な沈黙を続けた姿は、そのことを一層強く印象づけたのであります。総理自身、いまだに未解明のリクルート事件の疑惑を残したままであり、共和事件にまつわる疑惑も、主としてあなたの派閥の政治家に向けられております。国民は宮沢総理も同類であることについて、深い疑惑を抱かざるを得ないのであります。それは違うとおっしゃるのなら、この際、きちんと解説していただきたい。

総理。「信なくば立たず」と申します。いまや佐川スキンダルにかかる政治不信の解消は、わが国における議会政治の存在意義が問われる重大事であります。従つて、以上四点に集約した私の質問に対しては、「国会がお決める問題」などと責任を回避することなく、明快な回答を要求したいと思います。

(政治改革 — 腐敗追放、透明な政治へ)

つぎに同じく所信表明で総理が「不退転の覚悟」と明言された政治改革についてお尋ねいたします。

私は、佐川事件の全容解明、責任の明確化を前提としたうえで、ます、できるところから、国民の目に見える政治改革の課題を着実に推

し進めるべきだと考えます。

すでに先の国会において与野党協議の結果、政治改革に向けた一八項目について合意されています。しかし、これだけでは極めて不十分であり、国民の不信を拭えないものであることは明らかであります。したがって、今国会ではこの一八項目の法案化に加え、一つには政治資金規正法、公職選挙法の違反者に対する罰則の強化、贈収賄など腐敗行為者に対する公民権の停止、議員資格の剥奪、二つには連座制の拡大による公民権の停止、および衆議院五年、参議院七年の立候補制限、三つには企業・団体献金の禁止と政治資金の透明化、の三つを重視して実現を図る必要があります。一舉に全部が無理でも、具体的なプログラムを立てて国民の納得できる、目に見える改革を積み上げるべきであります。私はまた、企業・団体献金禁止の実効性に見合って、政党活動への公的資金による助成の方策を考えることは、国民に理解と協力を願うべきだと思います。そうしたプログラムと方策について、総理の具体的な構想をお聞きしたいのであります。

国民の不満が大きく、また最高裁が違憲と断じている衆議院の定数は正は、きわめて重要かつ緊急の課題といわなければなりません。わが党はすでに「二倍以内」を原則とする抜本的な定数案を策定し、自民党からは「九増十減」案が提示されました。違憲状態の解消は国民が大きく期待しているところであり、わが党は違憲状態解消にむけて、積極的に協議に応じる用意があります。その際、一九八六年の国会決議を守ることを基本に二人区、六人区の解消につとめることを再確認したいと思います。

つぎに、国会の改革について、総理の所見を求めたいと思います。総理。国民の政治に対する大きな不信を取り除き、国会への期待感を取り戻すためにも、現在の国会の制度と運用を根本から変革しようではありませんか。国権の最高機関としての機能をよみがえらせ、充実した審議が行える体制を整えてこそ、国民の信頼を回復することが

できるのであります。ところが、これまで私たち政治家が慣例通りに「あたりまえ」としてきたことが、国民の気持ちからいえば、「わからぬ」、「不明朗」という批判の対象となっています。したがって、この批判に答え、「市民の常識が通用し、国民が理解できる国会」に改革することは、政治改革の重要な柱といわなければなりません。私は、密室政治・国体政治といわれてきた過去の反省に立ち、その弊害を除去するため、国会のすべての機構をガラス張りにし、正規の委員会はもちろん、政党間協議を含めて、この際、一気に完全公開に踏み切るべきであることを提案致します。

これと合わせて、国会が国民注視の中で開かれていることを考え、国会の節目ふし目で各党首脳による、議論を一切制約しないラウンド・テーブル方式の「政治改革首脳会議」を隨時開き、徹底討論を行うことを提唱致します。総理の所見をお聞きしたい。

いま自民党内には、疑惑解明という政治家個人に関わる責任の問題を選挙制度の問題に流し込み、しかも、その制度をさらに小選挙区制の問題に、絞りこもうとする動きがあります。つまり政治に金がかかるのは、すべて現行の中選挙区制度のためだという議論であります。これが問題のスリ替えであることは言うまでもありません。およそ議員たるものはいかなる選挙制度のもとであれ、法とルール、市民の常識の範囲内の資金で活動を行うのは当然のことであります。私は、念のため、そのことを申し上げた上で、数年間の具体的なスケジュールを設けて選挙制度の抜本的改革にいたる各党間協議を進めるべきだと考えます。その際、民意を最も的確に反映できる、カネがかからない、各党が一致できる、という三つの原則、すなわち比例代表制を軸に協議すべきだと思いますが、総理はどのようにお考えでしょうか。

(経済対策一減税で不況打開を)
総理。この臨時国会のもう一つの課題は、バブル経済の破綻以来、

長びく不況に対し、一刻も早く適切な施策を確立することあります。しかしそれは同時に「経済の宮沢」を自認してきたあなたの、就任一年間の実績を問い合わせることでもあります。それは一言で言って、残念ながら「惨憺たる実績」という以外にありません。国際公約でもあつた三・五%成長は既に破綻し、たび重なる景気刺激策はそのつど市場に裏切られ、政府の経済政策は「不信任」を突き付けられているも当然ではありますか。今日の「複合不況」と呼ばれる状況の根底には、「政治不況」が横たわっていると指摘せざるを得ないのであります。

もともと現在の不況の原因は、八〇年代後半のバブル経済そのもののがなかにあり、そのバブル経済を招いたのは、かつての中曾根内閣における宮沢大蔵大臣、あなたが進めた経済運営の結果であります。財政再建至上主義から金融政策に過度に依存し、その超低金利政策によって、株や土地の投機を横行させ、そのなかで、いかがわしい企業や暴力団までが、仕手や地上げに進出してボロ儲けをする、そこに政治権力が絡む、と言った歪んだ構図をつくりだしたことが、今日の佐川事件にも尾を引いているといつても過言ではありません。そのミスリードをすこしも反省せず、責任をとることもなく、今になって不況対策に取り組むと言っても、果してどれだけ国民の信頼を得られるでしょうか。

宮沢内閣は、いわゆる「総合経済対策」を不況対策の決め手にしようとされています。だがその手法は、バブルを招いた手法の焼直しでしかなく、あいもかわらず在来型の公共事業へのテコ入れに偏り、不況の最も深刻な被害者である国民の生活を考えるよりも、不良債券を抱えた金融機関の救済のほうに、異常な熱心さを示しています。このような施策が、宮沢総理の掲げる「生活大団五カ年計画」と、いったい、どのような整合性を持つのか、率直におたずねしたいと思います。

総理が「五カ年計画」の目玉とされる住宅政策、「平均年収の五倍程度で買える良質な住宅取得」を容易にするには、何よりもバブルで

異常に高騰した地価を以前の適正な水準に引き下げるのが早道であります。ふつうのサラリーマンの感覚で言えば、大都市圏の地価はまだ手の届くところにはなく、職場から一時間程度のところにマイホームをという、ささやかな願いも見果てぬ夢にとどまっています。ところが宮沢内閣は、資産デフレ対策を口実として、地価の下落を止めることに政策の方向を定めようとしています。私は、資産デフレに立ち向かうには、市場への強引な介入ではなく、減税や購買力水準の引き上げによって、実体経済での需要の回復を誘導することが先決と考えるが、この点、総理はどのような見解をお持ちでしようか。

とりわけ、大胆かつ大幅な減税の実施が必要であります。わが国では、所得税減税が一九八八年度に消費税導入の見返りで実施されたのを除けば、八四年度以来八年間も見送られております。そのため昨年のサラリーマンの所得税負担率は、じつに三四年ぶりの高水準を示し、この実質増税による重税感が、消費意欲を減殺させているのは明らかであります。わが国GNPのはば六割が個人消費に依存していることを考へるならば、その需要を誘導する所得税減税こそ、景気浮揚の二本柱に適う第一の政策手段でなければなりません。また、バブルの直接の被害を受けってきた庶民のための住宅減税、生活費のなかで避けることができない重い負担となっている教育費への減税など、いずれも国民の切実な要望となっているのであります。宮沢内閣は、なにゆえ、そうした当然の減税政策から顔をそむけておられるのか。財源がないとおっしゃるのですか。

わが党は、すでに現実的な視点で減税財源について検討を加え、成案をまとめていますが、要は総理が「やる気」になり、防衛費など不要不急経費の縮減や行政運営の簡素化に踏み切るならば、そこから減税財源は捻出できるはずであります。ただ、一部で取り沙汰される消費税率の引上げは断じて認められません。消費税は少なくとも飲食料品の全段階非課税など緊急是正を速やかに実施すべきであります。

総理はどうお考えか、ご見解を求めたいと存じます。

宮沢内閣の「生活大國五カ年計画」は、その冒頭に「ゆとりある生活」を掲げています。けれどもいま、国民生活の実態にどれだけの「ゆとり」を見ることができるでしょうか。東京都の調査では、都民の四六%が自分を過労状態だと思い、六〇%以上は身内の過労死を恐れています。この調査が示す都民の不安は、アメリカに較べて一年間に一七六時間、ドイツに較べれば五二六時間も長く働かされている方が国労働者の偽りのない実感であります。しかも最近は、不況のなかで倒産件数が記録的に増大、雇用不安も深刻化して、生活実態も心理面でも「ゆとり」を失いつつあります。

これから高齢化社会をひかえて、お年寄りからも「ゆとり」は奪われようとしています。すでに総理の諮問機関である社会保障制度審議会の専門部会は、九四年度以降二〇一〇年までに、厚生年金などの支給開始年齢を六〇歳から六五歳まで引き上げるとの意見をまとめました。総理は、この意見どおり受け入れるつもりですか。また、いまのお年寄りにとっていちばん大事なのは、家庭や地域で暮らしを當むため、必要なとき、必要に応じて地域介護者が派遣されることですが、そうしたマン・パワーの深刻な不足を解消する手立ては整っていますか。

総理。あなたの描く「生活大國」は、関連予算の編成を見ても、一律漸増のシーリング方式による財政構造は旧態依然であり、しかもタテ割り中央集権、縄張り主義の弊害が目に余るのであります。

そこで総理。私は今こそ思い切って地方分権、自治体重視の予算編成に転換すべきと考えるものであります。住宅・土地・街づくり、そしてコミュニティに基づいた高齢化社会の方策など、生活に密着した施策を本当に実効あるものにするには、自治体を中心とする市民参加が不可欠であり、それがまた政官財の癒着による利権構造を根本から断ち切る道であります。この際、総理のお考えをお聞きしたいと

思います。

また、地域経済をささえ、国土保全に大きな役割を果たしてきた日本農業は危機的状況にあります。ガット・ウルグアイラウンド交渉の最終段階にあたって、わが国のコメをはじめとする農産物の市場開放圧力に屈することなく、これまでの基礎的食糧の自給体制を守る基本方針を貫くべきであると思うが、総理の確固たるお考えをお聞きしたいであります。

(軍縮—平和の配当で国際貢献を)

私はここで、軍縮の問題についても触れておかなければなりません。いま冷戦の時代が終わり、世界の大勢は和解と協調、軍縮の時代に向かっています。ところがアジアを見るに、アメリカとロシアの北太平洋における海洋核戦力の削減はまだ緒についておらず、北方領土問題、南北朝鮮問題、台湾問題など冷戦時代の後遺症とも言うべき対立要因も完全には取り除かれていません。こうした状況のもとでアメリカ、ロシアはじめ軍事強国はアジアを不要な武器の乱売市場とし、それが新しい緊張さえ呼び起こしかねない様相となっています。

総理。今わが国に問われていることは、アジア・太平洋地域にボストン冷戦の新しい平和と安全のため、国際秩序を打ち立てるリーダーシップの発揮であります。

そのため、第一には、私たち日本国民が戦後一貫して自らの生き方としてきた憲法第九条と前文の精神によって、すなわち国際紛争の解決に当たって決して武力を用いず、話し合いによって、諸国民の調和をはからなければなりません。この大原則を、アメリカ、ロシアを含めたアジア・太平洋地域全体の合意にまで高めていくための積極的な外交の展開が必要であります。

第二に、それを説得力あるものとするには、まず、わが国が自ら率先して思い切った軍縮を実行しなければなりません。防衛厅当局者で

さえ旧ソ連の脅威は消滅しつつあることを認めざるをえなくなっています。今日、宮沢内閣はなぜ、事実上、旧ソ連を仮想敵国とした「防衛計画大綱」にこだわり、防衛費の削減に踏み切れないのか、その理由をお聞きしたいのです。

第三に、防衛費削減を実行し、それによってもたらされるいわゆる「平和の配当」をアジアの新しい平和と繁栄、国内の「生活大国」実現のために積極的に活用するプログラムを明らかにすることあります。これこそ二一世紀の人類社会に向かってわが国がなしうる最大の

〔国際貢献〕であると考えます。

今日、ポスト冷戦の新しい国際関係の中で、経済・文化の積極的貢献を含む総合的な安全保障構想が求められています。それはわが国民の合意できる憲法の許容範囲を明確にしたものでなければならず、私は、この構想をアジアと世界に対するメッセージとして、積極的な平和外交の展開をはかるべきだと考えています。総理の見解を求めます。一九九五年は第二次世界大戦の終結五〇周年に当たります。そのときまで残された時間はわずかしかありませんが、この間にわが党が提唱してきた「国権の最高機関である国会において過去の侵略戦争についての反省と謝罪の決議」を行つとともに、従軍慰安婦、強制連行の問題をはじめ戦後補償の問題に決着をつけるよう、すべての努力を集めようではありませんか。その上でこの九五年にアジア諸国の首脳を胸を張つて東京に迎えて「アジア・サミット」を開催することができます。総理の見解を求めるものであります。

(PKO協力法——抜本的見直しを)

宮沢内閣は、第一一二三回国会でPKO協力法を強引に成立させ、早速、自衛隊をカンボジアに派遣しました。しかし、自衛隊の組織のこと

(むすび)

の派遣に対しては、現在なお憲法上の疑惑が払拭されず、加えて、国内世論は二分されたままであり、しかも周辺諸国の懸念は根強く残っているのであります。

PKO協力法には「紛争当事者の停戦合意」を含む、いわゆる「PKO参加五原則」というものが取り入れられています。政府は自衛隊カンボジア派遣に当たって「国際平和協力業務実施計画」を発表し、「武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意」は満たされているとの現状認識を示しました。

だが、現在、ポルポト派は、武装解除を拒否し、総選挙のボイコットさえも想定されています。また、最近ではポルポト派のゲリラ舞台が首都近郊の都市を攻撃したとの報道も流れました。紛争当事国の停戦合意はすでに崩れ去っています。このことは政府の自衛隊派遣の前提条件が失われたことを意味しますが、総理は、この現実にどう対処されるのか、所見をお聞きしたい。もはや、カンボジアへの平和協力を、政府だけに委ねることはできないと考ります。したがって、国会が各党推薦の民間人を含めた合同調査団を派遣し、カンボジアの現状を把握すべきであることを、この際、提案したいと思います。政府内には自衛隊の国際貢献業務を自衛隊法三条の本来業務に加えるべきだという意見もあります。しかし、ほんとうに必要なのは、自衛隊の一部を切り離して総合的な国際協力業務を行う組織をつくることであり、この考方は一昨年の自公民三党の合意とも一致するものであります。この方向にそって、自衛隊派遣方針とPKO協力法そのものを抜本的に見直すよう要求します。総理の明快な答弁を求めてたい。

昨日、行われたアメリカ大統領選挙はブッシュ大統領の敗北、クリントン氏圧勝の結果が伝えられています。対米外交に新しい思考が求められると思われますが、総理の所感をお聞きしておきたい。

さて、質問を終えるに当たって改めて申し上げます。総理は所信表明で「志は易きを求めず、事は難きを避けず」と述べましたが、あなたのこの間の言動は、むしろ「志は易きを求め、事は難きを避けて」いるではありませんか。いま問われているのは、憲法に定められた国権の最高機関たる国会に対する内外からの根底的な不信であります。この不信の解決なくして内外の政策も成り立たない地点に、いま私たちは立たされており、政治家としての存在意義そのものが問われているのであります。

したがって、もしも総理のお答えが不十分であれば、私には改めて再質問の用意があることを申し添えて終わりたいと存じます。

（再質問）

宮沢総理の答弁を聞いて、私は一年間宮沢さんに持ち続けてきたわずかな期待というものを絶たれた気がいたします。

あなたは、今日の政治に対する大きな危機感というものをお持ちでしょうか。しかも、今、日本の民主政治の根底が揺らいでいるということに対して、あなたは十分な御認識を持たないことに私は大きな悲しみと憤りを覚えざるを得ません。

宮沢総理、あなたが国権の最高権力者としてこの状況の中で一つの決断を示せば、我々はあなたと痛みを分け合って今日の事態の打開に向かってともに邁進しようと思ってまいりました。しかし、このようなあなたの相も変わらない官僚型の答弁をもってしては、今日の事態を解決することは到底不可能であると言わざるを得ないのであります。

我々は、この国会において宮沢総理が大いなる決断を示さなければ、国民の名におき、国民とともに宮沢内閣の退陣を求めた行動を展開せざるを得ないと思うのであります。

私の発言に對して再びお座なりの答弁をしても何の役にも立たない私はあえて、皆さんとともに、この国会における使命に目覚め、断固

として頑張り抜くことを誓いし、宮沢内閣の早期の責任を明確にすることをあえて求め、宮沢内閣の退陣まで断々固として行動することを通告をして、私の發言を終わります。

一九九二・一一・五

参議院本会議代表質問

日本社会党・護憲民主連合
久 保 巨

私は、日本社会党・護憲民主連合を代表して、第百一十五回臨時国

会に対する総理の所信表明について質問いたします。

（所信表明と内閣支持率低下の要因）

「巨額の裏金が流れ、派閥が政治を支配し、政権づくりに暴力団が関与する。こんな現状の政治を改革するのは国会の責任である。臨時国会冒頭の宮沢首相の所信表明演説に、まずその点で注目した。はつきり言つて失望である。」これは、所信表明の翌日、「決意だけでは政治不信はとけぬ」と題した、ある新聞の社説の書き出しであります。この議場で、直接、あなたの所信を聴いた私も、同じ思い、多くの国民の皆さんも同じ思いだったのではないでしようか。政治改革に不退転の覚悟を取り組み、そのため一身を捧げるあなたの決意はわかりました。しかし、何をなすべきかの決断は、何一つ語られていません。最近の世論調査によれば、宮沢内閣の支持率は、十四%から二十三%、不支持率は六十六%から七十二%となっています。この数字は、内閣の存立を否定するに等しいと思うのですが、総理は、その原因をどのようにお考えでしょうか。お伺い致します。

今日、極限に達している国民の政治不信は、政党と政治家にむけられたものであります。ロッキード・リケルート・共和・佐川とやむことなく続く汚職腐敗は、自民党長期政権の中で生まれ、いまや、利権集団と化した派閥を軸に政治構造化しています。その意味で、政権交代による議会制民主主義の機能を失わせてきた野党、とりわけ日本社会の責任を重く感じながら、この臨時国会の使命を果たす決意をこめて、総理の決断の上に立つ政治改革の具体的方針を伺います。十一月は、総理就任にあたって、抜本的政治改革の方針を示すと 국민に公約された時であることを、確と思ひ起こしてお答え下さい。

去る十月十日体育の日に、総理は作家城山三郎氏と横浜でゴルフをなさったことを新聞で知りました。私も城山さんと二度程、お目にかかることがござります。城山さんの宰相論を感銘深くおききしたこともあります。城山さんは、宰相の要件として、高安定、高感度、高淡泊を挙げておられます。宮沢さんも「宰相たるもの」「信念が兎の毛ほどもゆらいではならぬ」そして「首相が国民に約束したことを破つたら、国民は何を信じて生きて行けばいいのか」と述べられました。宮沢さんも「存じのこと」と思います。憲法の下で自衛隊の海外派遣はできない、国民の合意のない増税はできない、平均年収の五倍で良好な環境の住宅取得を可能にする、などいくつもの信念を述べ、約束をなさいています。そして、今回の所信表明において、「今ここで国民の疑惑が解明され、政治への信頼が回復されなければ、我が国は将来に大きな禍根を残す。」と信念を述べ、佐川事件に対する真相解明を国民に約束されました。総理の国民への約束は、いかなることがあっても守るとお答えいただきたいのであります。

(佐川事件の解明と首相の責任)

次に、佐川事件の解明について、具体的におたずねいたします。

第一に首相は、就任以来、最初の所信表明において、自らのリクルート事件を「国民に深くお詫びし」、本年一月施政方針において、自らの派閥事務総長であった阿部文男氏の共和事件を深くお詫びし、今回所信表明において、佐川事件について、同じように「国民の皆様に対し深くお詫びする」とのべておられます。具体的には何をお詫びされたのか。主語が明らかでありません。宮澤政権の生みの親であつた金丸前副総裁や竹下元首相のヤミ献金や暴力団関与を詫びられたのでしょうか。これらの事件が明るみに出ても的確に対応できなかつたことをいわれたのかお答え下さい。

第二に自民党の最大派閥として政権を左右した、経世会の会長であつた金丸氏が、特別背任罪に問われている東京佐川急便の元社長渡辺氏から、五億円の違法なヤミ献金を受け取つたことを認め、世論のきびしい批判の中で、議員を辞職するに至つたことは、政治家の犯罪として当然のことと宮沢首相はお考えでしょうか。やむを得ないことであったとお考えですか。金丸氏が、自らその事実を認めて、副総裁の辞任を申し出たとき、あなたは総裁として慰留し、事件そのものについては、ノーコメントで終始されたのは何故ですか。

第三に、この事件について、事情聴取を求める東京地検の出頭要請が拒否され、上申書によって略式起訴となつたことは、憲法十四条に定める「法の下に平等」の原則に反するという国民の強い批判に対し、憲法の下に国政を預かる首相として、どのように判断なさいますか。また、このことに関し、札幌高検の佐藤検事長が「検察官の役割」として見解を発表したことについて、十月三十日、岡村検事総長は「組織の一員として相当でない」との注意を行つたとのことでありますが、このことについて行政のトップにある首相の見解を求めたいのであります。

第四に、五億円のヤミ献金の法的決着が、略式裁判による二十万円の罰金で終わったことに対し、国民の怒りは極限にあります。この

ことは、検察、司法の問題以上に政治資金規正法をザル法のまま放置した国会の責任を重くみなければなりません。三木内閣の下で法改正を行ったとき、企業献金の五年後の見直しを約束しながら放置してきた政府の責任をどのようにお考えになりますか。

第五に、五億円の使途を明らかにすることは、国民の疑念を晴らす上で、重要なことであることは、論をまちませんが、未解明な状態に対し、税法上の措置はどうなっているのか国税当局の調査状況についてご報告いただきたいのであります。

最後に、渡辺広康氏らの公判において明らかになっている、竹下政権の成立に暴力団が関与した問題についてであります。このことは、国際的に日本の信頼を損ない、議会制民主主義の根幹を揺るがす極めて重大な事件といわなければなりません。この事件については、昨年九月、参議院証券金融問題特別委員会において、我が党本岡昭次議員によって指摘され、政府は、日本国民党の介在を明らかにしており、当時の海部首相は、市民生活の脅威となる暴力団活動の根絶を表明しています。宮沢首相も今次所信表明において「暴力団は依然として、市民生活に脅威となっている」と述べています。然るに、渡辺氏らの公判において、政権の誕生に暴力団が介在したことが明白にされ、そのことが、稻川会の石井前会長らの経営する企業への巨額な融資、証券市場の不祥事、そして渡辺前社長らの特別背任の発端となつたとされており、首相のいわれる「あつてはならないこと」で片付けられる問題ではありません。少なくとも、竹下政権が存在したこと自体否定されなければならない程の政治的事件であります。暴力団の関与したこの自民党総裁選挙は、あなたも候補者の一人であり、中曾根裁定で生まれたこの政権にあなたは大蔵大臣として連なり、あなたの政権もまた金丸、竹下氏ら政治に暴力団の関与を許した経世会領袖らの支持によって生まれた政権である事実を否定できないと思います。

政治は結果に責任を負うべきです。首相は、自ら事件の解明に全力

をつくすべきであり、国会の調査に全面的協力を表明すべきだと思します。金丸、竹下両氏をはじめ関係者の証人としての証言を求めることは、国会の使命であることにご同意いただけますか。総理総裁としてお答えできないなら一人の政治家として答えて下さい。併せて、証人喚問に先立って、証言の公開のための法改正を行うことについて、見解を求めます。われわれは、佐川事件の全容を解明することによつて、はじめて政治腐敗の構造に迫り、改革の道を明らかにすることが可能だと考えるからであります。

次に、事件に対する首相の認識と責任について伺つておきたいと思います。佐川事件が明るみに出でからの首相のとられた態度は、不可解の一語に尽きるのであります。金丸氏の副総裁辞任に際して、慰留されたことは先程申し上げました。罰金刑に応じて政治活動を再開されようとしたとき、高まる世論の中で議員辞職を決意されたとき、ノーコメントを貫き、ときに「付き合いの義理も考へなければならない」といつたり、経世会が内紛混亂に陥るまで、擁護の立場に立たれたようにみえるのは何故ですか。あなたは、マスコミ関係者との会合で、ドウ・マイ・ベストと繰り返されたときますが、あなたにとって、つくすべきベストは何だったのでしょうか。もし、宮沢政権の支持基盤を守ることにベストをつくして、ノーコメントに終始されていたとすれば、もはや、政治改革を論ずる資格はない。そうではない、性格的不決断の故だとおっしゃるなら、今国会における真相解明に、毅然たる態度を総理総裁としてお示しください。

(信頼回復のための政治改革)

次に、この国会においてなすべき政治改革についておたずねいたします。

総理は、「民主政治の原点を忘れず、かりそめにも一党一派の利害にとらわれて行動しているとの批判を受けてはならない」と申されました

た。私も賛成いたします。なすべき改革について、国会全体の責任として協力すべき課題も多いと思います。

残念ながら政治倫理の確立を叫びつづけても、百年河清をまつに等しいことは、造船疑惑以来佐川事件にいたるまでの絶え間ない汚職腐敗が物語っています。政治権力のもつ悪しき宿命とすれば、立法府の責任において、法制度をもって規制する以外にありません。

しかし、政治構造の上で改革を迫られている課題について、われわれは直ちに改革を実行すべきだと思います。その第一は、政治腐敗の温床と化した利権集団たる派閥の解消であります。派閥は、いまや自民党の党内問題としてではなく、日本の政治全体の信頼に関っていると思ふからであります。総理は、国民のきびしい批判を正面からうけとめ、派閥解消に積極的に取り組むべきだとおもいますが、決意の程をおきかせ下さい。

第二は、国会の改革であります。本来、政治改革は、立法府の機能を高め、議会制民主主義の実をあげることにこそ主眼をおくべきと考えるからであります。議員立法の重視、審議権の保障と審議の公開、公聴会の重視、国会対策委員会の役割を限定し、委員会審議を充実させる、政治倫理審査会を常任委員会として政治倫理の確立につとめるなど国会改革を推進することであります。とくに、二院制のもつ意義を活かすため、参議院からの閣僚・次官の起用をやめ、参議院の行政府に対する独立性を高めることが重要と考えますが、総理のご見解を承りたい。

次に、緊急の課題である政治資金規正法、公職選挙法の改正による腐敗防止策についておたずねいたします。既に党間合意のある十八項目を起点として、昨日衆議院本会議において、わが党田辺委員長が提唱した法違反者に対する罰則の強化、立候補の制限、政治資金の透明化のための指定団体の一本化、一円以上の寄付者の届出などの他、政治資金口座の指定と公開などの必要改革を実現することが重要であ

ると考えますが、この臨時国会において、合意十八項目に加えて改革を行ふことに総理はご同意いただけますか。

なお、この際、公的政治資金助成を検討するとともに、企業・団体の献金禁止を行うことが重要であり、とくに、公共事業関連企業、補助対象団体などの献金を速やかに禁止すべきだと思いますが、ご見解を承りたい。

次に、定数是正についてであります。衆議院の定数是正については、一九八九年五月二十一日に全会派の合意による国会決議が行われております。しかし、この方針に沿って、違憲状態を解消すべきであると考えます。しかも、「昭和六十年国調の確定人口公表を待つて、速やかにその抜本改正の検討を行う」ことを決議しており、九増十減は、明らかに国会決議にそぐわないものといわなければなりません。違憲状態解消を大義名分にして、内閣の解散権の障壁を取り除くことを目的とするならば、認めるわけにはまいりません。九増十減が当面やむを得ざる措置として合意するためには、一回限りの次元措置を法に明文化し、次々回以降の抜本的定数是正または制度改正の具体的方針を提示する必要がありますが、いかがですか。

選挙制度改正については、政権交代可能な結果を得易い制度として小選挙区制が論ぜられてきた傾向が強いのであるが、政権の交代は主権者の選択の問題であり、政党の選挙への対応が第一義的に問われる所以あって、選挙制度が直ちに政権交代を容易にするわけではないと考えます。従って、制度改正については、公平・公正に民意を反映します。

総理は、制度改革にあたってどのような選挙制度改正を想定しておられるのですか、お答えいただきたいと思います。

(総合経済対策と生活大国)

政府の決定した総合経済対策は、「国民経済の血液である金融が動かなければ、迷惑するのは国民だ。」という宮沢流の論理によつて、「土地の流動化」と「株式市場の活性化」をねらいとしてすすめられています。バブル破壊による複合不況とよばれる不況の中で、金融機関の保有する四十六%の上場株を吊り上げ、不良債券救済のため買い上げ会社をつくって、一時は公的資金投入までほのめかし、資産デフレ救済をすすめたのではなかつたでしようか。反論があればおきかせ下さい。

元々、バブルの形成は、金融機関の乱脈經營ともいえる貸出しと輸出増大による手元流動性の肥大化に、政策的対応を怠り、超低金利政策をつづけた当時の宮沢政相をはじめ、政治責任があることをどう考えておられますか。

バブル破壊後の、不況に対する警戒の提起に対し、甘い判断と対応の遅れがつづいた責任も大きいのであります。確かに、総合経済対策は、アナウンス効果によって株価を一万四千五百円から一万八千円に引き上げ、土地の下げどまりによって、金融機関救済のねらいに効果をあらわしています。しかし、生産と消費は、なお低迷をつけ、国民の生活はよくなっています。政府は景気の底入れと回復の時期をどのように見通しておられるか。国際公約ともなっている成長率三・五%達成の可能性をどうみておられるのか。お伺いいたします。

さらに、今回の対策の特徴は、地方単独事業一兆九千億円をはじめ、用地先行取得など、地方の負担が大きく、政府自身の責任が軽くなっています。将来、地方の財源負担に政府はどう対応されるおつもりですか。

経済対策が国民経済を守り、生活大国に根ざしたものとなるためには、第一に、国民の可処分所得をふやす大規模な減税と、年金生活者

に対する金利低下分を保障することになります。昭和六十三年の消費税導入決定のとき以来、減税が行われていないことによつて、国民の租税、社会保険の負担は、平均三十万円、二六・九%も上昇し、この間物価も一〇・六%があがつてゐるのであります。消費税の負担も加わっています。国民経済を守り、景気の最大要因である消費を拡大するため、所得税、住民税をはじめ、中小企業の設備投資、住宅、教育などの政策減税に、二兆円を要求いたします。財源については、前年度決算剰余金、軍縮による防衛費削減をはじめ歳出の見直し、不公平税制の是正によつて対応できます。

次に、生活大国のめざす平均年収五年分で、住環境の良好な住宅を所得できる宮沢政権の公約は、地価において達成されたと考へておられるのですか、宮沢政権発足以来の地価対策は一貫して、下げどまりの方向をたどつていませんか。現在の東京の地価は、五十八年対比依然として三一七%にあることをご承知でしょうか。地価は、まだ下がるべきだと考へておられるのか。もう充分に下がつたとお考えですか。地価は、本則通り〇・三%となさいますか。お伺いいたします。

次に、公共事業を住宅・公園・上下水道など生活関連重点に投入することは勿論ですが、一極集中排除のキーポイントといえる新幹線・高速自動車道など地方の高速交通体系の整備促進に、地方の活性化と投資効果の面からも重点をおくべきだと考えますがいかがですか。

最後に、消費税について伺います。消費税は導入のとき、財源確保をねらいとするものではなく、直間比率の是正が目的といわれてきました。しかるに、今日、直間比率に全く変化を生じていなければかりか、その制度上の欠陥も原因して、国税庁の調査では、半分以上の企業で五四九億円の申告漏れがあり、六二二億の追徴が行われ、とりわけ資本金一億円以上の企業では、八割以上が申告漏れ追徴が行われております。消費税は制度そのものの欠陥も含め見直すべきであり、安易に

税率引き上げなどやるべきではありません。総理は、就任以来、消費税の税率アップには否定的意見を表明されきました。国民の合意なき増税はできないという約束を守り、宮沢政権下では、税率アップは行わないことを明言していただきたいのであります。

(アメリカ大統領選の結果と日米関係)

昨日、アメリカでは、クリントン大統領の下に民主党政権が誕生することになりました。わが国の外交、経済、安全保障にとって、日米関係が今後も重要であることは言うまでもありません。しかし、政権の交代によって、アメリカの対日戦略が変化するのか、変わるとすればどう変わるのか、今後の日米関係を考える上で極めて重要なと思われますが、総理のご見解を承っておきたいのであります。

クリントン氏は、「日本とドイツを国連安保理の常任理事国に」と四月、ニューヨークの外交政策審議会の講演で提唱しています。だが、クリントンの周辺は「日本が常任理事国になるとするなら、ガリ事務総長が、六月に提出した国連の改革案『平和への課題』に提案している国連緊急展開部隊に参加することも期待するだろう。責任なしに力を持つことはできない。責任と力はいつも一つだ」と言っています。日本が常任理事国入りを目指す目的理由について総理におたずねいたします。国連緊急展開部隊は、予防的に国境近くに待機し紛争が起きれば武力行使する軍隊です。政府は、常任理事国入りと緊急展開部隊の関係をどうご説明なさいますか。

次に、財政赤字削減はアメリカの最大の政治課題ですが、クリントン氏は、ブッシュ大統領と比べ、四年間で四百億ドルもの大幅な軍事費削減を提唱しています。このことは、極東における米軍の肩代りと、軍需部門からの日本への協力要求と重なって、日本の軍事費拡大への圧力となる恐れはないだろうか。政府はどうのに対応したらよいとお考えですか。

第三に、クリントン政権は、時代は軍事をテコとするのではなく、外交のテコは経済だと言つてはいるそうです。彼は、米通商法スーザン・マクミラン・ボウルズの下で、二〇一条の復活を主張しており、緊急輸入制限を定めた二〇一条と合わせて、国内産業保護を重視しているといわれています。またブッシュ政権時代の巨額の財政支出を約束させられた日米構造協議に代わる日米間の包括的経済問題協議でも、日本への要求がさらに強まるのではないかという見方がありますが、政府はどうみておられますか。

第四に、総理は、これから世界の経済と平和を左右する存在として、アジア太平洋地域を重視し、アジア外交の新たな展開を提唱されていますが、その具体的な構想がありますか。それは、経済を外交のテコとするアメリカのアジア戦略とどんな絡み合いになりますか。総理のご見解を承っておきたいと思います。

(国際協力と軍縮の推進)

最初に、カンボジア現地情勢と北京会議の見通しについておたずねいたします。政府は、国会閉会中に、自衛隊のカンボジア派遣を行ったが、ボト派の武装解除拒否、首都攻撃などに対し、政府軍は、武装解除に応じた四万五千人の再武装原隊復帰を決定したといわれているが、ボト派と他の三派との間に決定的対立を生む状況にあるのではないか。派遣にあたっての五原則に反する状況ではないのか。その判断はどこで誰が下すのか。

首相は「中期防は、修正について前広に所要の検討を行う」と通常国会で約束しているが、検討の経過と、現在における首相の判断を伺いたい。一部報道によれば、大蔵省は、来年度は、防衛費を前年度当初比減額の方針と聞くが、国際情勢変化の中で当然とはいえ、支持できる方針だと思います。

クリントン新大統領の周辺では、日本を不沈空母と考える時代は終わったといわれているが、AWACSは防衛計画としては、外すべき

ではないか。首相の見解を求めます。軍縮は、自衛隊の縮小と防衛費の削減で示されるべきだと思います。そのことを通じて、自衛隊の派遣によらない平和協力の組織が可能になると、わが党は主張しているのであります。また、国際平和協力を国連中心主義ですすめるために、政府は、経済協力の在り方の理念を明確にして主張することだと思いります。その一つは、国連に軍縮基金を創設し、軍需から民需への転換に国連を通じて援助することであり、もう一つは、軍拡を進める国及び武器輸出をする国には援助を保留することであります。日本として、そのようなことを、国連に求める考えはありませんか。

最後に、北方領土に関する、エリツィン大統領訪日中止の真相と対口交渉の今後の見通しについて首相のご答弁を求めます。

(ガット・ウルグアイラウンドの農業交渉)

総理の所信表明は、前回の施政方針に比べて「我が国の米については」の部分が、「我が国としては」に改められ、「米について」は削除されています。また、鳥居原駐米公使は十月二十七日、IMFにおいて「岐路に立つ国際貿易」と題して講演し、「ECと米国の交渉が決着したら、日本政府、国民は農業問題の決断をしなくてはならない」といっています。日本政府の農業交渉に対する基本方針に搖らぎはないと思いますが、首相の国会決議を守る基本方針に変わりはないことを明言していただけますか。

そもそも、アメリカとECの農業交渉は、巨大輸出国同士の対立であり、ガットにおいて我が国のような食糧輸入国の立場はかえりみられず、食糧輸出国の利害に交渉が左右されていることを見逃すことは出来ません。

ドンケル合意案も、輸出補助金は存続を認めながら、一方では、食糧安全保障上の権利である国境制限措置は、例外なき関税化に置き換えようとする不公正極まるものであります。コメなどの農産物市場解

放は、農業の破壊につながり、広く関連産業と地域経済に深刻な影響と被害をおぼすのであります。また、ドンケル合意案は、食品安全基準においても、残留農薬、食品添加物の危険を高めるものとなっております。

自国の農業を破壊させ、国民の健康を犠牲にする自由貿易が認められてよいでしょうか。

政府は、ガット農業交渉において、食糧輸入国の農林業を守り、各國の食糧安保守の権利を前提とした国際ルールづくりを主張すべきであります。重ねて、交渉にのぞむ総理の決意を伺っておきたいのであります。

(学校五日制と教育改革)

第十四期中教審答申は、「偏差値に基づいた学歴競争社会では、個性及び創造性ある日本人を育てることは極めて困難である」と指摘しています。子供たちが「ゆとり」を失い、本来なら樂しかるべき学校生活に疲れ、人間関係を損なっていることは、登校拒否六万七千人、高校中退十二万人という結果にもあらわれています。この様な状況の中で、九月十二日学校五日制がスタートしたことは、「子供たちの週休二日制」の実現に向かう学校教育の画期的改革の第一歩として評価しています。政府は、学校五日制の完全実施に至るどのようなスケジュールを考えておられるのか、生活大国五ヶ年計画との関連を含めて、明らかにしていただきたいのであります。

また、学校五日制を子供たちの週休二日制として位置づけるならば、指導要領の弹力的運用をも含めて、指導要領の改訂にいつから着手されるつもりかお伺いいたします。

次に、教育予算の在り方についておたずねいたします。

一九八三年以来、概算要求におけるマイナスシーリング方式がとられで今日まで継続されていますが、教育費においても全く同じ考え方

がとられていることは、極めて問題と言わなければなりません。アメリカでは、教育など人的資源への投資を「未来への投資」と位置づけ、教育に必要な財源を社会資本への公共投資と同じように赤字という形で将来の世代にも求めるのは、理に叶ったものという政治哲学に基づいて教育費が考えられています。私はこの考え方賛成ですが、総理はどのようにお考えになりますか。あなたの教育についての哲学理念をお聞かせ下さい。

人件費が八割以上を占める教育費を、一般的消費的経費として、一律シーリング方式を適用することは、公立学校施設設備費などに大幅なシワ寄せとなるだけでなく、学校事務職員、栄養職員を義務教育費国庫負担法の適用外に考えようとしたり、私学助成を削減したりすることにつながり、生活大国にふさわしい教育環境と条件を子供たちから奪うことになります。教育費の在り方にについて総理の積極的な見解を承りたいのです。

次に、本年五月総務庁の発表によれば、十五歳未満の子供の人口が、前年より五十七万人減少したことが明らかにされています。出生率の低下が直接原因であることは言うまでもありませんが、出生率は平成三年には、一・五三に低下し記録を更新し続けています。このことは、子供の健やかな成長に影を落とすだけではなく、将来の労働力不足、働く世代の社会保障負担の増大など、国の未来にかかる深刻な問題が憂慮されるのであります。このことについて、平成三年十一月の総理府の行った「女性の暮らしと仕事に関する世論調査」の結果は、子供を欲しくない理由として「経済的負担が増えるのは大変だから」と答えた者が七〇%と最も多く、年々増える教育費の負担が出生率低下の直接原因であることを示しています。文部省は、毎年、教育費の調査結果を発表していますが、この調査結果に基づく改善の対策を講じたことはありません。まことに不可解であり、教育費負担の肥大化は、出生率の低下を招くだけでなく、教育を受ける権利を奪うことにもつ

ながるのであります。教育費負担増大の潮流を止め、塾、家庭教師の費用など今日の偏差主義教育に行きつくるのであります。

今日の我が国の教育の根幹を搖るがす教育費負担の肥大化に対し、政府は速やかに対策を講じ、教育費負担軽減を具体的に進めるべきだと考えますが総理のご見解を求めます。

(プルトニウム輸送船「あかつき丸」)

フランスのシェルブルールから日本へ使用済み核燃料のプルトニウムを輸送しようとしている「あかつき丸」について、政府は一切を秘密にしているが、「人間と環境に対する高い危険性をはらむ」問題であり、求められる資料は公表すべきものと考えるが、公表を拒否する理由を明らかにされたい。「あかつき丸」については、中南米五ヶ国で構成する「南太平洋常任委員会」(C.P.P.S)が十月二十六日、「各國への入港と領海通過を認めない」ことで合意したことにより、中南米海洋国のがんどが公式に反対したことになります。尚、南太平洋常任委員会は、日本政府にパナマ運河及び南米最南端のホーン岬沖通過を控えるよう求めたといわれているが、政府は、この要求を受けとったのか。また、この要請にどう対応するつもりか承りたい。「あかつき丸」の日本への航路は決定しているのかも併せてお答えいただきたい。

また、フランス原子力庁の原子力安全防護研究所から「あかつき丸」の安全対策に疑問があるとして、日本の運輸省に説明を求める書簡を送ったといわれるが、書簡の内容と解答の内容を明らかにしていただきたいのです。

なお、フランス側は、回答を待って運送途中の火災と難破の危険性についての報告をまとめ、原子力問題閣僚会議の事務局に提出し、報告書は公表されることがあるが、この報告によって、出港に関するフランスの決定に変更があり得るのか。お答えいただきたい。

ブルトニウム一トンは、広島に投下された原子爆弾百個分に相当するといわれるが、このような物質を国際的な反対を押し切って、国内に持ち込むことを、秘密裡に行うことは極めて重大であり、強く資料の公表を要求するものであります。

以上で質問を終わりますが、最後に宮沢さんに申し上げたいことがござります。

昨日新聞は「宮沢さん、もっと前へ」と題する社説を掲げました。國民の首相に対する物足りなさ、不満をズバリ表わしています。所信表明からあなたの決意は聞こえて、易きを求めぬ志はひびいてこなかつたからであります。吾が鴻鵠の志、汝燕雀にして知る能わざといわれるかも知れません。戦後政治の証言者を自負し、美しき日本への挑戦者をめざす宮沢さんも、トップリーダーとして残された時間は少ないのではないかですか。

あなたの党内からも、リーダーシップに疑問の声を聞きます。凜たる本音で語ってくださることを強く希望いたします。

一九九二・一〇・一四

戦後補償問題の解決に向けた 実態調査の推進に関する申し入れ

りはじめています。

ところで、たとえば政府は「従軍慰安婦」問題について、最近になつてようやく旧軍部及び政府の関与を認めるようになりました。しかし、被害者側に誠意が通じるような調査、謝罪、補償はまだまだ不十分で、今後の実施方針もまだ示されておりません。

また政府は、諸外国との間すでに条約、協定、共同声明等があるて補償は「解決済み」と主張されますが、その一方では被害者の個人としての請求権は肯定されています。したがって、個々人の補償請求に対してもいつたいどのように対応されるのか、基本的な考え方を明らかにしていただかねばなりません。

このような立場に立って、戦後補償問題を解決する前提となる実態調査を実施する際、左記の事項を重視し、推進していただくよう申します。

記

- 一、現地調査及び被害者側からの聴き取り調査を国内・国外において精力的に実施するとともに、国外での調査を実施するにあたり関係政府の協力が得られるよう努力すること。
- 二、関係省庁及び自治体それぞれによる手持ちの関係書類の探索、すでに焼却、廃棄など処分した資料の状況について、調査を徹底すること。
- 三、これらの実態調査の結果については、被害者及びその遺族のプライバシーに配慮しつつ情報を公開すること。

日本のかつての植民地政策や、第二次世界大戦を通じて日本が諸外国で犯した著しい非人道的行為について謝罪し補償すべきだとする声は、私たち社会党の従前からの主張であるばかりでなく、最近では国民の世論となり、さらには国連人権委員会をはじめ国際的な世論にな

一九九二年十月十四日

変残念なことといわざるを得ない。

二 しかし、同部会報告は各論において相当掘り下げた検討を行った

日本社会党政策審議会・

戦後補償対策特別委員会

委員長 土井たか子

内閣総理大臣

宮沢喜一 殿

一九九二・一〇・一〇

国民生活審議会・消費者政策部会 報告について（談話）

日本社会党政策審議会
会長早川勝

一九九二・一〇・二七

一 国民生活審議会の消費者政策部会は十九日、製造物責任制度の立法化について結論を一年先送りする部会報告を取りまとめた。

製品の欠陥によって消費者に損害を与えた場合に、製造者に無過失責任を負わせるという製造物責任制度は、欧米諸国ではもはや確立した制度であり、アジア諸国にも広がりつつある。また、わが国でも先に第三次行革答申が、その必要性について時期尚早とする考え方もあることはいえ、企業の社会的責任、消費者重視の政策を推進する見地から、わが国社会に受けられるような製造物責任制度の導入が必要であると明記したことは記憶に新しい。

こうした内外の情勢にかんがみても、今回の部会報告の結論は大

のではなく、今回の報告を踏まえて現時点での合意が得られる点を探り、ともかく製造物責任制度の立法化に踏み切ることであると考る。このままでは「生活大国」も看板倒れといわれかねず、与党・自民党的責任は重大である。

社会党は六月に参議院に製造物責任法案を提出し、きたる臨時国会にもこれを再提出する予定であるが、立法府である国会の場で、与野党での議員立法の本格的な検討を始めることを提案する。

申し入れ

一九九二・一〇・二七

いま世界の状況を見ると、万一大事故や廃棄物の処分問題からばかりでなく、フランスの「スーパー・フェニックス」の運転が不可能になっている事実から冷静に判断して、ウラン・プルトニウムの核分裂型サイクルは根本的に見直されねばならなくなっている。その中で日

本のみが、プルトニウムの大量海上輸送・大量貯蔵・大量使用の計画や大規模再処理工場の建設を強行しようとしていることにたいし、多くの諸国民が危惧の念を深め、批判を強めている。したがって第一に、技術先進国である日本こそが率先して脱原発のためのエネルギー政策を推進するとともに、第二に、それを必要とする世界の国々に技術と装置を提供することによって、地球環境への貢献を積極的に果たすよう、基本方針を改めることが必要になっている。原子力の日にちなみ、われわれは国民の立場にたって、少なくとも次のようないくつも必要な政策転換を測るよう申し入れる。

記

一、東京電力福島第一原発二号機のECCS作動事故については、原子炉への給水にかかるポンプが止まつても、通常は「水位低」で原子炉が自動停止すれば、さらに「水位低」になってECCSが作動しなくとも、原子炉内の水位は一定範囲に保たれるようになつてゐるはずである。従つて発表されていないうらかの問題がありうるところであり、炉内で針金の発見された第二の四号機とともに、事故の詳細な解明と住民が納得できる万全な対策がないままで安易な運転再開は許可しないこと。

一、原発の経済性を求めて、安全システムを犠牲にしたり、燃料の濃縮度と燃焼度を上げるのはやめること。マークー型等の格納容器には早急にリリーフバルブを取り付けること。関西電力美浜一、二号機や九州電力玄海一号機をはじめとして、手直しや蒸気発生器の交換をしても解決にはならない老朽化した原発や、事故を繰り返し起こしている原発については、休廃止にはいること。電力会社の自治体買収工作はどのような形であれやめさせるとともに、これ以上原発の新設は認めないとすること。

一、もともと軽水炉はプルトニウムとの混焼を考慮した設計になつておらず、無理がかかり、それだけ安全性が損なわれるので「プルトニマル」の導入は中止すること。世界の教訓と動向に学び、プルトニウムの商業的利用計画は中止し、核燃料再処理と高速増殖炉等は中止すること。

一、放射性廃棄物については、安易に地下埋設処分する方法はとらず、使用済み核燃料を含め、あくまでも発生者責任を貫き、自治体と住民の立ち入り検査も認めるもとで、外に漏れだすことのないよう各敷地内に厳重に管理保管するものとすること。

一、過酷事故を勘案せねばならなくなつたからには、原子力防災計画の重点地域を現行の一〇キロメートルの範囲から大幅に拡大すること。国の責任と費用で、全面的に住民を含めた避難訓練を実施するよう、関係自治体を指導し、防災対策を充実すること。

一、天然ガスについてはもとと産出国の期待に応え、開発輸入を積極的に拡大すること。近隣諸国や国内のパイプラインの敷設も推進すること。日本でも深層ガスの試験掘削を開始すること。

一、太陽光発電やコジェネレーションはもとより、企業の大規模な自家発電についても、通常の電力系統と系統連係し、余剰電力は逆送電して需要家が消費できるように、また一定水準の設置者自らが近隣地域へ電力を供給できるように、電気事業法等を改正すること。

一、政府は電源三法をはじめとして、エネルギー関係の国家予算を世界に類のないほど原発推進に偏つて投入してきたが、今後はこれらの予算を大幅にクリーンエネルギー開発に向けること。二酸化炭素の吸收・貯蔵・固定化の技術開発のためには官民協力の大型プロジェクトを組むこと。太陽電池、燃料電池等の性能アップとコストダウンの研究開発に対する助成を大幅に増やすとともに、設置する者にたいしては自治体、家庭、企業を問わず、当面設備費の三分の一を補助すること。

以上、強く申し入れる。

一九九二年一〇月二七日

装置を提供することによって、地球環境への貢献を積極的に果たすよう、基本方針を改めることが必要になっている。原子力の日にちなみ、われわれは国民の立場にたって、少なくとも次のようないくつにおいて必要な政策転換をはかるよう申し入れる。

日本社会党

原発対策全国連絡協議会

会長 吉村 清

記

通商産業大臣

渡部恒三 殿

資源エネルギー庁長官

黒田直樹 殿

一九九二・一〇・二七

吸収・固定化技術の研究開発等にも、もっと力を注ぐこと。

一、世界の潮流と教訓に学んで、核燃料サイクル計画を根本的に見直し、再処理工場の建設や高速増殖炉の開発等は中止すること。
一、放射性廃棄物については、安易に地下埋設処分する方法はとらず、使用済み核燃料も含め、あくまでも発生者責任を貫き、自治体と住民の立ち入り検査も認めるもと、外に漏れだすことのないよう各敷地内で厳重に管理保管するものとすること。

原子力の日にに関する申し入れ

いま世界の状況を見ると、万一の大事故や廃棄物の処分問題からばかりでなく、フランスの「スーパーフェニックス」の運転が不可能になっている事実から冷静に判断して、ウラン・プルトニウムの核分裂型サイクルは根本的に見直されねばならなくなっている。その中で日本のみが、プルトニウムの大量海上輸送・大量貯蔵・大量使用の計画や大規模再処理工場の建設を强行しようとしていることにたいし、多くの諸国民が危惧の念を深め、批判を強めている。したがって第一に、技術先進国である日本こそが率先して脱原発のためのエネルギー政策を推進するとともに、第二に、それを必要とする世界の国々に技術と

一、過酷事故を勘案せねばならなくなつたからには、原子力防災計画の重点地域を現行の一〇キロメートーの範囲から大幅に拡大すること。国の責任と費用で、全面的に住民を含めた避難訓練を実施するよう、関係自治体を指導すること。

一九九二・一一・四

プルトニウムに関する申し入れ

一、核燃料輸送に関する資料の事前公開は、県民と自治体が長年月をかけてつくり上げた信頼関係によっている。一方的な国の介入により、その信頼関係が破壊され、しかも住民の「知る権利」が制限されることは、民主主義と情報公開の流れに逆行するものである。事前公開によって「核ジャック」など一度も起こっていないどころか、市民や消防署等による監視と防災体制の前進こそ見られるのに、自治体と企業の安全協定に基づく公表を国が禁止することは、自治権の許しがたい侵害でもある。従って福井や島根等々においては情報公開の範囲を元に復すとともに、全国的に情報公開を拡充すること。

一、動燃人形峠事業所における、新たな再処理回収ウランの大規模転換・再濃縮試験は県民が納得できないところであり、中止すること。

一、科学技術庁は「原子力庁」であることをやめ、諸国民の必要とする分野の科学技術における世界への貢献策を推進すること。地震や噴火や豪雨等に対する防災技術の開発に力をいれるとともに、桜島や雲仙などの連続する噴火を停止させることのできるような科学技術の研究開発を開始すること。

以上、強く申し入れる。

一九九二年一〇月二七日

記

一、世界の貴重な経験を教訓として、高速増殖炉の開発は中止すること。もともとウラン燃料用に設計されている軽水炉でのプルトニウム混焼計画も、安全性と経済性をそれだけ犠牲にするものであり、中止すること。

一、核燃料はアメリカやドイツのようにワヌスルーとして、使用済みの再処理はしないものとすること。従ってイギリスやフランスへの再処理の委託も、青森県における再処理工場の建設計画も中止すること。

一、使用済み核燃料は、発生者責任において発電所敷地内で、自治体のものとすること。

科学技術庁長官
谷川寛三 殿

日本社会党
原発対策全国連絡協議会
会長 吉村 清

や住民の監視も保障して、外に漏れ出ることのないよう厳重に管理保管するものとすること。他の放射性廃棄物についても、外に持ち

出して安易に地中に埋設処分してしまうのではなく、発生者の敷地内で同様に厳重に管理保管すること。

一、すでにフランス等で再処理され抽出されてしまったプルトニウムについては、日本に輸入・遠距離輸送することなく、現地でIAEAを中心とした国際的な管理に移行するものとすること。組成から見て日本製ではなく外国製のものが混ざっていることが明らかになつただけに、ますますその方が合理的である。

一、原子力基本法に定められた自主・民主・公開の原則に立ち返り、日本政府と科学技術庁もフランスに学んで情報公開を大幅に拡充すること。

以上、申し入れる。

一九九一年一月四日

日本社会党

科学技術部会

部会長

竹内

猛

科学技術政策調査会

会長

稻村

稔夫

科学技術庁長官

谷川寛三 殿



《シャドー関係》

一九九一・一〇・一五

シビリアンコントロールの確立に関する申し入れ

「週刊文春」誌上で柳井伸作・陸上自衛隊三等陸佐が「もはや合法的に民主主義の根幹である選挙で不正を是正することは不可能」であり、それを断ち切るには「革命かクーデターしかありません」などと断言したことはきわめて重大であり、政府はこのような発言を黙過すべきではない。

そもそも自衛隊員は憲法遵守の義務を負い、同時に自衛隊法によって政治的行為の制限を受け、シビリアンコントロールに服することになっている。にもかかわらず、現職の自衛隊幹部が「クーデターは改革の手段」などと積極的に称揚することは、自衛官としての主任務を著しく逸脱した民主主義に対する重大な挑戦である。

自衛官であっても現在の腐敗堕落した国政の状況に关心を持つことまで否定するものではないが、目的達成のために手段を選ばない「クーデターとか武力に訴えても……」云々の主張は断じて容認できるものではない。

政府はこの事態を重く受け止め、政治腐敗の浄化を急ぎ、全自衛隊の組織並びに自衛官へのシビリアンコントロールの厳正な確立を期すよう強く申し入れる。

AWACS導入阻止に関する申し入れ

防衛庁は、米政府との間で価格交渉が行われている空中警戒管制機

(AWACS) を、来年度から導入する方針を決定したといわれる。

いうまでもなく冷戦終結に伴う国際情勢の中で、かかる高額な装備を調達することは国際的軍縮時代に逆行し、納税者の国民感情からしても到底容認できるものではない。

政府は、AWACS導入方針を直ちに撤回し、徹底軍縮を基調にした中期防衛見直しを行うとともに、来年度防衛予算の大幅削減を断行すべきである。

右、申し入れる。

一九九二年一〇月一五日

日本社会党シャドーキャビネット

安全保障委員長 上原康助

防衛庁長官
宮下創平 殿

自動車排ガス規制の推進 に関する申し入れ

一九九二・一〇・一〇

となつたと伝えられている。

われわれは、地方自治の本旨の見地から自治立法権として住民福利の向上のための自主的な条例制定は、促進されるべきであり、一概に「上乗せ規制」として否定されなければならないと考える。また条例と法律の関係については種々の議論がなされているが、学会においてもとくに公害防止・環境保全の分野においては、深刻な環境被害・生活環境への破壊から住民の生命を守るために、法に抵触しない限り自治体が独自の条例を設けることは自治体の責務であり、またそれは可能であるとの認識が広がっている。

とりわけ第一二三国会で成立した自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(NO_x 削減法)は、従来の施策に対し風穴を開けたという意味では評価するものであるが、検討会案より大幅に後退しており、削減法だけでは環境基準の達成は困難ではないかとの懸念も出されている。そこで広く国民からも、自治体による NO_x への独自規制に対する期待が高まっているところである。

そこで日本社会党シャドーキャビネットとして、環境庁は NO_x 削減に向けて積極的に自治体と共同した取り組みを進めていくべきであると考え、環境庁長官に対し以下の通り申し入れる。

報道によれば、環境庁が自治体に対し「事業者への義務づけなど強制力をもつたせる条例は法律の上乗せ規制となり認められない」という見解を示したため、自動車排ガスに悩む自治体の独自に自動車排出窒素酸化物(NO_x)の削減を工場・事業所に義務付けるいわゆる総量規制方式を条例で制定しようとしていた試みが、相次いで断念すること。

2. 法に基づき地域指定、基本方針、合理化指導、排出基準が今後確定するに当たっては、自治体に対し誤解を持たれないよう十分な説明を行い法の趣旨の徹底を図るとともに、自治体による独自の自動車排出ガス規制への取り組みについて環境庁としても支援・協力に努めること。

日本社会党シャドーキャビネット

自治委員長 五十嵐 広三

環境委員長 日野市朗

環境庁長官 中村正三郎 殿

一九九二・一一・四

当面の経済・財政政策と 補正予算に対する基本的見解

シャドーキャビネット財政委員会

政府は一〇兆七〇〇億円規模の「総合経済対策」を打ち出したが、景気は「底ばい」の状態を続けていた。企業収益の落ち込み、民間設備投資の停滞、個人消費の伸びの鈍化が続き、景気が上向く気配は見られない。

この原因としては、第一には、政治腐敗による政局の混迷が政府の経済施策への信頼感を損ねていること。第二に、低水準のベア、所得減税の見送り、低金利などが個人消費を鈍らせていていること。第三に、経済に対する中期的展望の欠如が投資を足踏みさせていることがあげられる。

こうした状況を開拓するには、政治腐敗の真相究明を徹底的に行なうとともに、次のような構想を具体化すべきである。

1. 長期的展望に立った対策

政府の今回の対策は、公共投資を中心とする実需拡大と、「不動産の共同買取り会社」などを柱とする金融システムの安全性確保に大きく分けられる。

まず、「生活大国五カ年計画」と整合性のとれた対策を実施することである。

第一に、公共投資はその規模ではなく、その内容を重視すべきである。住宅・下水道・廃棄物処理施設・文教施設・福祉施設等を追加事業として補助事業・単独事業とも積み上げ方式によって実施し、道路整備等は抑制すべきである。こうした社会資本は中長期的に重点的に整備すべきものであり、国民の生活水準向上、地域振興などに直結するものである。

次に、減税を実施することである。初年度の需要創出効果は公共投資に比べて減税は影響が少ないといつてもGNPに占める消費の比率は約六割を占めており、実質消費がマイナスを記録するまでに落ち込んでいるとき、財政出動の一環として減税の実施は当然である。平成五年度の財政状況は厳しいが、個人消費の拡大と中期的な需要の伸びを確保するために減税は心理的波及効果も含めて必要である。

第三に、地方単独事業は近年補助事業を上回る規模を示しており、地域のニーズに基づき事業を行なうことから、景気に対しても地域活性化に対しても極めて有効である。“真水”のない中での追加事業であり、また補助事業はその決定時期からいっても平成四年度における完全実施は困難である。後年度における財源措置、また中期的な事業推進の安定性を提示した上で単独事業については力点を置くべきである。

2. バブル封じと金融システムの改革

金融システムの安定性確保については、不良債権の額を各行が公表し、経営責任及び自助努力原則を明確にすることが要請されている。大蔵省の調査では、都市銀行、長期信用銀行、信託銀行で利払いが六ヶ月以上延滞している不良債権総額は、九月末時点で十二兆円にのぼるとされているが、民間機関の推計では、不良債権の範囲の捉え方の違いから、三十兆円を超えるといわれている。不良債権の額を各行が公表し、経営責任及び自助努力原則を明確にしないかぎり国民のコンセンサスは得られない。「不動産の共同買取り会社」

構想は、再度の地価上昇までの体力養成機関の機能を果たす・バブルの危険性を含んでいると指摘できる。したがって、利用者が経営の実態を把握できる体制を整備することが金融システムの安定化の第一歩につながる。

3. 换正予算に対する基本的見解

補正予算案は、公共事業の追加と五兆円近い税収減への対処策を主な内容としている。しかしこの補正予算によつても、政府の今年度実質国民総生産の伸び率三・五%の達成はほとんど不可能な状況である。その結果、数年続いた税収の過少見積は、二年間続けて過大見積りに転じようとしている。楽観的な経済見通しが、経済対策の出遅れを招いたことは否めず、まず反省すべきである。

今回の対策において考慮すべきことは、大都市圏の地価の適正化などバブルの解消をすすめ、その再燃を防止するとともに、将来を展望して生活と環境重視の経済構造への転換を図るためにの経済・財政政策を実施することであり、また、所得減税実施の道筋を開くことである。

また、財政投融资資金を活用することにより、公共投資を拡大するとともに、公共事業追加に伴つて増発される建設国債や地方債を引き受け、さらに郵便貯金の自主運用枠を拡大し、金融機関の過度

の貸出抑制が深刻な事態をもたらさないよう適切な金融政策を実施するべきである。

今回の経済対策は短期の対策に終わらせるのではなく、中長期的な経済構造の転換を視野においていた対策とする必要があり、そのため、九三年度予算以降については従来通りの硬直的な予算概算要求基準に基づく編成を改め、生活と環境重視の経済構造への転換のため、思い切った軍縮を実施するとともに、高齢化対策・環境対策などを重点とした予算を編成すべきである。

一九九一・一一・五

身体の故障等により直接請求における 自筆署名ができない有権者への代理署 名を認める件についての申し入れ

直接請求制度は住民自治の原理を具体化するものとして、地方自治の本旨の実現にあたり極めて重要な制度であることは論を待たない。ところで現在、佐賀県佐賀市において、地方自治法第八〇条に基づく市議会議員の解職請求の連署運動が進められており、一月一九日が署名收集の満了日となっている。しかしこの署名運動にあたり、代理人が認められないことから、身体の故障により自署による署名ができない障害者等においては、直接請求の権利が行使できず重大な問題となつていている。

通常の選挙においては公職選挙法上代理投票が認められているのに對し、地方自治法上の直接請求権の行使に当たつて障害者等が参加できないのは、憲法の第一四条の趣旨から見ても極めて遺憾であり、法

制度の不備を指摘せざるをえない。

おりしも一九九二年は「完全参加と平等」をテーマとした国際障害者年の最終年に当たつており、日本政府もこのテーマの実現に全力を上げて取り組むことを表明している。したがつて、政府として早急に身体の故障により自署による署名ができない障害者等が代理署名することができるよう、早急に改善措置を講じられるよう申し入れる。

日本社会党シャドウキャビネット

自治委員長 五十嵐 広三

日本社会党障害者福祉推進議員連盟

会長 堀 昌雄
事務局長 沢藤 礼次郎
委員 緒方 克陽

自治大臣

塩川 正十郎 殿

一九九二・一一・一

モビリティ・ハンディキャップの克服をめざして

—交通施設の「構造基準設定」づくりを—

シャドー・キャビネット交通通信委員会

日本社会党運輸部会

勢いたことも事実である。

モビリティ・ハンディキャップ（移動における制約）という考へ方は、従来の障害者（身体・聴覚・視覚）や高齢者に代表される交通弱者という考え方よりも少し広い概念である。妊娠している女性や、健常者であつても大きな荷物を持っていたりすれば、現在の交通施設では不便や危険を感じることもでてくる。簡単に言えれば、だれでも状況によっては移動の制約を受け得る、そうしたことでも十分に考慮して交通施設を整備する。具体的に言うならば、エレベーターひとつ作るにしてもそれを身体障害者専用といった用途の限定をせず、健常者も含め誰もが使える（共用できる）モノでなければならぬと考へる。

それが、社会党が交通施設を整備するさいに必要だと考へる「モビリティ・ハンディキャップの克服」という考え方である。この考え方を具体的に実現するため我々は、公共交通施設の「構造基準設定」づくりを提唱する。

一、一九九〇年度末で、JR、大手民鉄、地下鉄を合わせて六八七九の駅のうちエスカレーターの設置されている駅の数（設置率）は六九一（一〇・〇%）、エレベーターでは二四九（三・六%）である。身体障害者用トイレは一〇二四（一四・九%）、車椅子用改札通路は二六四一（三八・四%）、点字券売機は一三三四五（三四・一%）でしかない。これらが設置されている駅の多くが、大都市のターミナル駅等に集中していることは容易に想像できる。しかも、これら設置されているエレベーターやエスカレーターがどの程度利用者に活用されているのか、不都合な点はないのか全国的な調査は一切行われていないのである。

こうした現状を、まず完全に把握すべく全国規模の公共交通施設（駅舎、バス停等）のきめ細やかな調査が必要と考えられる。

二、現行の運輸法規においては、モビリティ・ハンディキャップの克服という観点は残念ながら一切無いのが事実である。昨年六月に発

今までの公共交通機関の整備や運航計画は、ともすれば健常な人々のみを対象としてきた。その結果、各種交通機関の利用から締め出されたり、たとえ利用できたとしても著しく困難や危険が伴う人々が大

表された「鉄道駅におけるエスカレーターの整備指針」や一九八三年につくられた「公共交通ターミナルにおける身体障害者用施設整備ガイドライン」も、一種の努力目標にしか過ぎず、国・地方・公共団体・鉄道事業者に何らの規定を求めるものとはなっていないのである。

従つて、社会党は次期通常国会にモビリティ・ハンディキャップの克服を実現するための具体的なプログラム（手順）となる「交通施設整備基本法」（仮称）が提出できるよう準備を進める。

三、また全国的な調査に基づき公共交通施設のシビル・ミニマム（最低基準）ともいべき「交通施設の構造設定基準」（仮称）の策定が急がれなければならない。無論、この「交通施設の構造設定基準」は、国が一方的な基準を策定・押しつけるものであつてはならない。国民の広範な意見を代表する審議会等によって策定されるべきである。具体的にいえば国・地方公共団体、交通企業経営者、および利用者（当然、身体障害者団体を含む）等によって構成されるべきであると考える。

四、こうして策定された「交通施設の構造設定基準」を早期実現するため、国は法整備の準備を速やかに進めるとともに、現在のようなタテ割り行政を改め運輸省の中に「交通施設安全対策室」（仮称）を設置すべきである。

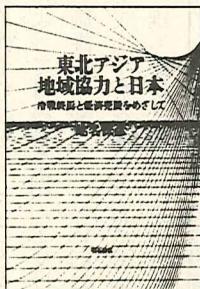
また、国・地方公共団体は交通企業経営者に対して一定程度の財政投資および税制の減免等を含む財政援助を行い、交通経営者の設備投資に対する意欲を刺激するべきであると考える。

東北アジア 地域協力と日本

冷戦終焉と経済発展をめざして

姥名保彦

冷戦体制が終わり、アメリカの経済的地位が低下する中、世界経済は大きな再編過程にある。最も成長力に富むと同時に冷戦構造のしこりをも残す東北アジア（韓国・北朝鮮・中国東北地域・シベリア等）の地域協力の重要性を説き明かす労作。



A5判上製/183頁
定価3300円

〔主な内容〕	
第一部 東北アジア地域協力の意義と課題	なぜ東北アジアか／東北アジア「地域統合」の意義／東北アジア「地域統合」の可能性／東北アジア地域協力の課題
第二部 世界経済の再編成と東アジア	世界経済の再編成と国際経済システムの不安定性／東アジア経済の台頭と課題
第三部 国際分業構造の変化と日本経済海外直接投資の類型化と問題点	

東京都文京区本郷一-十三-四（定価はすべて税込み）
03-3818-6351 振替東京0-14505

明石書店

政策の焦点

I

社会党の地球環境保全

基本法案についての報告

河野道夫

中央公害対策審議会と自然環境保全審議会は、十月二十日、「環境基本法制のあり方にについて」答申した。これは、たとえば環境アセスメントについて「制度化すべし」という意見にならず「考え方が重要」とばかされたように、財界と関連官庁の抵抗の跡が目立つている。環境庁は、これを受けて次期通常国会に成案を出すというが、その段階で内容はさらに後退すると見られる。これに対し野党には、二つの選択がある。第一は、この程度の基本法などのように修正したところで基本的に意味がないとして反対し、事实上その成立を妨げること。第二は、これをできる限り国会で修正し、成立を促進すること。もちろん、政府案が示されていないこの段階で、そのどちらを取るかの判断はで

きない。しかしそのいずれにしても、対策が出されていれば、その判断根拠が鮮明になるし、修正するとなればその指針として活用できる。

参議院選挙中の田辺委員長の提言を受けて、社会党の地球環境保全基本法案（仮称）作りがスタートした。作業に当って重視したのは、

一、目的、理念などの基本的事項

★目的

①基本法は、理念の羅列や施策の抽象的な方向の提示にとどまりがちだが、できる限り具体的な施策を明らかにし、したがって国が環境基本計画を策定するとなれば、その骨格が基本法に示されているような性格のものにする。

★基本理念

②住民と自治体の意思が基本となって環境行政が動かされるようにするとともに、本案の

作成作業 자체が各地のとりくみとの交流や、「環境法制市民検討委員会」など市民グループの意見を尊重する上で進められるよう努めする。

③人類の生存基盤が危険な段階を迎えているという立場を基本にすることとし、したがって、たとえば「快適性」とか「歴史的・文化的遺産の確保」といった事項を法案に盛り込むことは無理があるという理解に立つ。

このような点に留意して立案している現段階案のポイントを、ここに報告する。なお、この作業は、政審・環境部会の岩垂部会長の責任で進められているものである。

①現在及び将来世代の環境権——地球のもたらすこと。

らす恵沢を分かち合う権利が基本的人権として確認され、これが現在及び将来の世代にわたって守られるようにしなければならない。

- ②地球全体の環境保全 — 環境には国境がないことに留意し、国民の諸外国における活動をはじめ、わが国のあらゆる活動が地球全体の環境保全に貢献しなければならない。
- ③自然生態系の保護 — すべて人は自然の生態系の一部として生存し活動することに鑑み、自然の生態系が尊重され、したがってまた生物の多様性が保護されなければならない。
- ★施策の目標
- ①環境保全型経済社会への転換 — 生産と消費の形態について、環境に対する負荷が極小となるよう改革することによって、環境保全型の経済社会への転換を図る。
- ②国際協力の推進 — 地球環境を保全するための国際機構の整備、発展途上国の環境保全に対する支援など、国際協力を積極的に推進する。
- ③軍縮と平和の創造 — 武力の行使はもとより過大な軍備の維持は、貧困及び環境破壊を招く恐れが多いことに鑑み、内外の軍縮の推進と世界平和の創造に努める。
- ④住民と自治体の重視 — 守るべき環境の内容又は水準は、地域によって多様に異なるため、施策の推進に当つて住民及び自治体の意思が基本となるようにする。

- ⑤最高水準の規制 — 環境保全のための規制又は基準は、できるかぎり諸外国より厳しいものにすることによって、国際的な水準の向上に貢献できるようとする。
- ## 二、国の施策として示される事項
- ★目標の設定とその実施計画
- ①公害による健康及び財産被害を防止するための目標、自然環境及び生物多様性を保全又は回復するための目標、地球温暖化を防止するための協力目標、その他必要な目標を定めるものとする。
- ②前項の目標を達成するため環境基準及び年度別の実施計画を定めるものとする。
- ★開発行為の規制と自然環境等の保護
- ①開発主体の如何に関わらず、開発行為における計画段階から事後段階にいたるまでの環境アセスメントを実施するとともにその内容を公表する制度を確立する。
- ②国が実施する開発事業及び国の補助する公共事業等において、環境アセスメント制度をモデル的に適用する。
- ③良質な水資源を確保するための総合的な対策を確立するとともに、安全かつ厳格な水道水の水質基準を確保する。
- ④自然環境保全法等を拡充するとともに、同法に基づく原生自然環境保全地域及び自然環

- 境保全地域を拡大するなどによって、自然生態系及び生物種の保護を図る。
- ⑤先住民族の生活環境及び文化を保護する。
- ⑥その他の必要な施策
- ★生産活動等に対する規制と誘導
- ①製造業者等は、物の製造、加工、販売等に係る製品、容器等に關し、開発・企画段階から流通・廃棄後の段階にいたるまでの環境アセスメントを実施するとともにその内容を公示及び表示する制度を確立する。
- ②危険又は有害な廃棄物については、製造事業者等が回収し、無害化、再生利用又は保管する制度を確立する。
- ③資源・エネルギーの利用効率の向上と環境負荷の少ないエネルギーへの転換促進を誘導又は支援する。
- ④原子力施設の新設計画を中止するとともに、既存施設の廃止に向けて段階的に縮小する。
- ⑤特定化学物質、枯渴性資源、更新性資源などの使用を抑制又は制限する。
- ⑥温室効果ガスを削減するために総合的な措置をとる。
- ⑦食物の安全性を確保するために添加物又は残留農薬について厳格な規制を行う。
- ⑧その他の必要な施策
- ★国際協力
- ①地球環境保全のための要員を擁した機構を国際機関として創設するよう努める。

②自衛隊の縮小・再編の推進、諸外国における核兵器解体の経費の負担など、世界的な軍縮に参加・協力する。

③ODA対象事業の環境アセスメントを実施するとともに、相手国の環境保全を妨げるおそれのある事業は行わない。

④環境保全のための基準又は規制が諸外国よりも厳しい場合には、日本企業は諸外国にあってもこれを守るよう指導する。

⑤その他必要な施策

★市民協力

①環境アセスメントの対象となる国(政策及び開発事業について、公聴会その他住民参加の機会を提供するとともに、事業者による対象事業についても当該事業者がこれと同様のとりくみを実施する制度を確立する。

②環境に関する情報の公開と提供の徹底を図るとともに、事業者もこれに準じた対応をするように指導する。

③環境保全に資する市民団体を大蔵大臣が指定し、これに対する寄付金が所得税法上の特定寄付金として控除できるようにする。

④環境保全に資する市民団体の公益法人化を支援する。

⑤その他必要な施策

★調査・研究・開発

①環境に係る実態調査を系統的・継続的に実施する。

②化石燃料からの転換、原子力エネルギーからの脱却など、環境への負荷の少ない資源・エネルギーの開発・研究を行う。

③リサイクルの徹底など効果的な資源循環の具体化に関する開発・研究を行う。

④環境指標が内包された経済指標を開発・研究するとともに、国の経済計画にこれを応用する。

⑤その他必要な施策

★救済制度の拡充

①無過失責任による公害被害者救済制度の拡充を図る。

②その他必要な施策

★行政機関の整備

①環境行政が関係省庁の十分な連携のもとに

効果的に推進されるよう、関係省庁から成る地球環境対策会議を置き、その長は環境大臣をもってあてるものとする。

②環境行政が関係省庁の十分な連携のもとに効果的に推進されるよう、関係省庁から成る地球環境対策会議を置き、その長は環境大臣をもってあてるものとする。

③環境大臣の諮問機関として地球環境保全審議会を設置し、これが地球環境保全のための目標、環境基準及び実施計画その他必要な事項について調査・審議するものとする。

④政府による環境行政が適正に行われるよう監査するとともに、開発行為及び製品等に係る環境アセスメントを審査するなどのため、独立の地位を有する環境監査委員会を設置する。

★その他の施策

①社会教育及び学校教育において、適切な環境教育を実施する。

②毎年次、国会に環境行政に関する報告を行う。

③地方公共団体の環境保全に要する財源について財政措置を行つ。

④検討すべき施策

①汚染者負担の原則に基づいた企業負担制度

②大都市住民が過疎地を支援するための負担制度

③企業の環境監査制度

④汚染源が他国にあるが特定できないような地球規模の環境汚染による被害者救済制度

三、地方公共団体の施策として示される事項

①国の施策に準ずる施策を実施するほか、当該地域の自然的、社会的条件に応じ、地球環境の保全が図られる地域社会を形成するための施策を策定し、これを実施する。

②国の定める法律によつては、環境を保全するのに十分でないと認められる場合には、条例で法令より厳しい基準その他の規制を定めることができるものとする。

(い う の み ち お ・ 政 策 審 議 会 事 務 局 次 長)

防衛予算と過渡期の安全保障政策

岡田明彦

「平和の配当」への期待

「冷戦終結に伴う平和の配当」。これが九三年度防衛予算に対する国民の「期待」であろう。最近のある世論調査でも、今後の防衛

費について、最も多数を占める「現状維持」の回答が六二・〇%で昨年より三ポイント減少し、「減らすべきだ」との回答が二六・二%で昨年に較べて六・一ポイントも大幅に増えている。政府は、こうした国民の「期待」を九三年度予算にどう反映させようとしているのであろうか。

九三年度防衛予算概算要求伸び率は、三・

後方重視」型予算といわれる。

来年度正面経費の削減には、湾岸戦争の際

一七一億円は、現行の『中期防衛力整備計画』五年間の総経費三兆七、五〇〇億円（九〇年度価格）の約二〇%を確保可能な額である。

「正面抑制・後方重視」型防衛予算

来年度予算概算要求の中身をみると、新規正面装備契約額は今年度予算概算要求比一九・九%の低下、正面歳出額も今年度に引き続いての六・八%減と過去最低の低落、人件・糧食費、後方経費、正面経費の三分類の構成比率でも正面経費は初めて二〇%を切って過去最低となっている。その一方で、後方部門を今年度比九・六%も増加させ、「正面抑制、

の『中期防』総額一、〇〇二億円削減のうち、五九二億円が組み込まれているとされているが、宮下防衛庁長官は、この湾岸戦争がらみの削減に上乗せした『中期防』経費の下方修正と、九四年度実施予定だった『中期防』見直しの来年度予算への前倒しを表明した。

正面調達のペースダウン

もともと、『中期防』の正面経費は二・一%の低い伸び率が見積もられていたが、この下方修正前倒しの結果、来年度概算要求の新規契約額を合計した『中期防』三年間の新規正面経費の達成率は五四%となり、今後の予算編成作成の過程でさらに削りこまれることが予想される。隊員確保のための後方経費の削減はできないため、『中期防』の新規装備調達量の一層の下方修正は不可避の状況だ。これに対しても防衛庁は、一部の正面装備の次期防への先送りで対応しつつ、既存装備の改修・機能強化で、戦力低下を緩和しようとしている。すでにF-SX開発の遅れに対してF-4Eの改修機による穴埋めが実施されておりが、概算要求では、七四式戦車六両への九〇式新戦車の最新装備品の搭載、固定翼対

潜哨戒機P-3C五機への新データ処理装置や最新航法装置の装備が計上されている。

先取りされる防衛力見直し

兵器調達にとどまらず、予算制約のうえから四一%を占める人件・糧食費の抑制が迫られるとともに、隊員募集難の時代を見据えて、陸自を中心とする充足率引下げ、定員削減、組織改編も不可避となってきた。

伝えられるところでは、陸自は一昨年から北海道以外の師団で、主力である普通科連隊の四個の中隊（定員約二〇人）のうちの一個を本部要員（約三〇人）のみで構成する「骨格編成」とし、隊員を他の三個中隊に振り分ける「縮小管理」を試行してきた。来年度概算要求では第三師団の改編が盛り込まれており、一個普通科連隊が廃止されるとともに、残り三個普通科連隊への対戦車重ミサイルや新高機動車の配備を計画している。

これは、編成定員の充足率が約六割から六割五分といわれる現在の中隊や連隊の訓練の非効率や戦闘能力の低下を是正するとともに、将来に予想される人的資源制約の増大を勘案し、組織改編と高機動・ハイテク装備によって、戦力の質を重視した二一世紀の自衛隊への転換を展望するものである。『中期防』は、「定数を含む防衛力の在り方」についての検

討を盛り込んでおり、今回の師団組織の改編は『防衛計画の大綱』見直しに通じる自衛隊再編が先取りされているといえよう。

しかし、防衛庁側はこうした組織改編を「隊務運営上の対策」として説明するなど、

ここでも専ら人的資源制約や財政難という国内事情の観点から、将来の自衛隊を組織内部の論理だけで構想する内向き指向がみえる。

急旋回のAWACS

以上のように、防衛庁の概算要求は総じて、財政や人的資源の制約といった外部条件に対して、既存の防衛政策論の延長線上に、自衛

隊内部の予算配分や装備調達量のベースダウンで対応しようとするものである。そこには、冷戦体制崩壊という歴史的な転換期に応じて、わが国の安全保障政策を再検討し、固有の防衛論に踏み込んだ抜本的見直しを断行するという観点がうかがえなればかりか、二一世紀の自衛隊の在り方を国民とともに考えるという基本姿勢が全く見えてこない。

例えは、来年度予算編成段階で組み替え要求されるといわれているAWACS（早期警戒管制機）の導入問題がその好例である。このAWACSは、八〇年代の冷戦激化の中で、防衛庁がソ連に対する攻勢的な日米共同作戦計画の一環として打ち出した「一千海里シ

レーン防衛」「洋上防空」の中核兵器として導入の機会をうかがってきた装備である。

ところが、防衛庁はいま、AWACS導入を要求するにあたって、専守防衛における早期警戒管制能力、いわゆる「長い耳」の必要性を強調している。冷戦体制崩壊のあたりをうけて、失墜しそうなAWACSを救い上げるために、その導入の根拠を、ソ連航空戦力の脅威に対抗する「洋上防空」という所要防衛力構想から一転して、『大綱』の基盤的防衛力構想に求める急旋回ぶりである。

冷戦時代の防衛政策の見直し

AWACSと一緒に「洋上防空」体制を構成するはずであったOTTH（超水平線）レーダーの導入は、事実上断念された。とすれば、当時の「洋上防空」構想はどうなったのか、脅威見積りはどう変わるのか、今後のAWACSの運用方法は、他の早期警戒システムとの費用対効果は、新技術を導入したシステム開発の可能性は、等々の疑問が生じるのは当然である。これらの論点を明らかにしないまま、AWACS導入を一省庁で決定する姿勢こそ「冷戦思考の防衛政策」「惰性的防衛予算」の象徴であり、タックスペイヤーたる国民の眞の理解を得ることはできない。

年代に形成された防衛政策の再検討、その基礎となつた『大綱』の抜本的見直しが求められている。米ソ二極構造、東西対決という国際情勢認識、日米同盟による対ソ「封じ込め」という外交・安全保障戦略、日米共同作戦による攻勢的な対ソ戦争態勢の構築という防衛政策、「三海峡封鎖」「北方前方防衛」「シーレーン一千海里防衛」「海上防空」という作戦計画は、根底からその意義や妥当性、費用対効果が再検討されなければならない。

ポスト冷戦の戦力再編と軍改革

八〇年代末のソ連の「ブレジネフ・ドクトリン」放棄宣言から急展開した戦後冷戦体制崩壊のドラマは、「自由と民主主義なき平和」からの開放、「協調による安全保障」を実現するかに見えた。だが、世界各地での民族・国籍紛争の勃発、ロシア共和国における中道保守勢力の台頭、統合プロセスの調整を迫られている欧州、原理主義台頭で不透明感の増す中東和平プロセスなど、冷戦下で凍結されていた歴史的怨恨の噴出や古典的パワー・ボリティックス復権の兆しがかいま見えている。東西冷戦の最前線に軍事力を前方展開してきた欧米各国は、冷戦終結による脅威の低下を見合った兵力撤収と地域紛争対処のための戦力再編を行い、また、国家再建の途上にあ

るロシアや改革・開放路線を推進する中国は、当面、核抑止力に依拠しながら、兵力削減と戦力ハイテク化のための軍改革を進めている。冷戦後の賢明な選択なのかが問われている。

過渡期のサバイバル・ゲーム

防衛政策の再構築と合意形成

その一方で欧米各国は、外交戦略を律してきた冷戦体制の崩壊という事態に即応して、西側同盟関係の再検討と調整に着手している。歐州安全保障をめぐるNATOとWEUの任務調整や、日本をも潜在的な地域覇権国とみなす米国の「国防指針」策定はその一端である。また、当面、経済力不足の面で大国外交を開拓しないロシアや中国は、西側の対立関係をも活用しつつ、米欧日を相手として合従連衡の国益外交を展開する気配である。

さらに、第三世界では超大国のプレゼンスの減退に対応した軍備増強が始まり、軍事大国の外貨獲得や軍需産業基盤温存のための武器・技術移転が、それに拍車をかけている。

そしてブロック化の危険をはらみながら、競争的共存を模索する欧・米・アジア太平洋の三つの地域経済圏が姿を現そうとしている。歴史的過渡期の国際情勢は、さながらサバイバル・ゲームの様相を呈している。

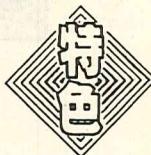
このように世界各国が外交・防衛政策の全般的な見直しと軍の再編に取り組むなかにあって、単なる「平和の配当」ではなく、

冷戦時代の防衛構想をどうするのか、二国間の同盟関係に偏った外交路線・安全保障戦略

をただ踏襲することが、唯一の国益であり、

冷戦後の賢明な選択なのかが問われている。

日本社会党政策資料集成



▼社会党の主要政策を
網羅した政策資料集成

一九四五年の結党から一九九〇年
一回の総選挙までの、社会党が提起
した主要な政策、法案を網羅四百数十
点を網羅した初の政策資料集成。五つの時代区分毎に整理し、
解説を付した。

▼日本の戦後政治史への貴重な資料集

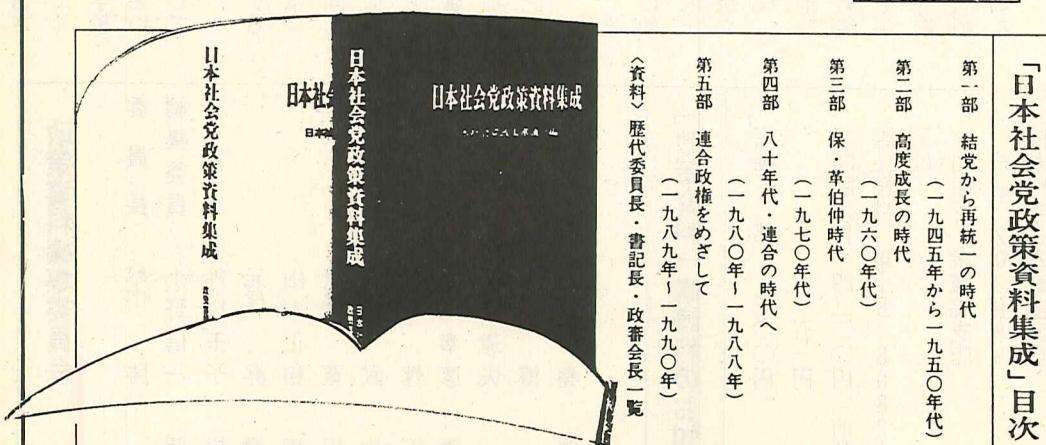
片山内閣から講和論争、安保国会、沖縄国会、公害国会、反
インフレ国会など、社会党が政府国民党と対決した政策の資料
集は、そのままで戦後政治史にとっての貴重な資料集である。

▼政策形成の実績からみた日本社会党史

「何でも反対の党」といわれた社会党だが、労働、福祉、農業、
中小企業政策などで政策提起の先駆的役割をはたしてきた。本
書は政策活動面からの社会党史である。

▼連合政権を展望する21世紀への問題提起

戦後政治の転換期を迎えた今日、消費税廃止法案、政治倫理
法案、土地基本法案等の四党共同提案や、土井提唱をはじめ第
三五回総選挙政策は、連合政権をめざし、新しい時代を切り開
くための問題提起である。



体裁・B5判 上製 化粧函入1400頁
定価・28,000円(税込・送料別)

日本社会党政策審議会
政策資料係 TEL(03) 3581-5111 内3886

「日本社会党政策資料集成」目次

第一部 結党から再統一の時代
(一九四五年から一九五〇年代)

第二部 高度成長の時代
(一九六〇年代)

第三部 保・革伯仲時代
(一九七〇年代)

第四部 八十年代・連合の時代へ
(一九八〇年～一九八八年)

第五部 連合政権をめざして
(一九八九年～一九九〇年)

〔資料〕歴代委員長・書記長・政審会長一覧

◇社会党または社会党員らしさというものが
あるとすれば、いったい何だろうか。

①思想信条＝日本国憲法とくにその第九条に
対する思い入れは、人後に落ちないと自負
している者がきわめて多い。

②とりくみ方＝大衆運動と議会活動、政策と
運動の連携なし整合性をはからうとする。
生活現場との直結指向ともいえる。

③体質的特徴＝選挙による
と闘争本能が目をさまし、
じつとしておれなくなる。

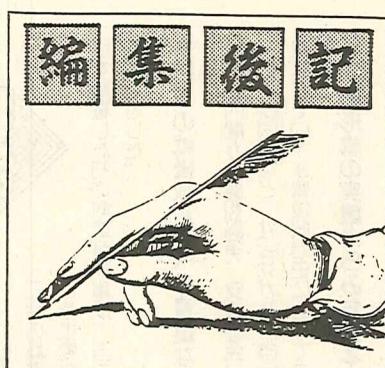
戸別訪問などでは、「非合法」活動が爆発する。

④日常生活＝議論好き。夜
は明るく酒を呑みながら論
争したり、チエを出し合つ
たりするため、男女とも輕
度のアル中が多い。

◇しかし、最近これらの
「らしさ」が急速に失われているのではない
だろうか。その原因を探ってみる。

まず①についての動搖は、PKO法成立前
後の政府側キャンペーンに影響されている。

②の警視は、いわゆる社会党・総評ブロック
の仕掛けになる大衆行動がほとんどなくなつ
たこと、それに代わる草の根市民運動からは
距離のある所にいること、などが考えられる。
③については、連合型や保革相乗りの選挙で



◇総じてこれらの現象は、世の中を良くする
ための強烈な志を持った人間集団としては、
いかがかと思われる傾向だ。
最近、自民党ばかりでなく、
社会党国会議員の間でも、
新しい研究会が続々と旗揚
げされているが、その呼び
かけ文や趣意書をよく読ん
でも、「新しい発想で」と
か「志と同じくする者」と
いった言葉がふんだんに使
われているのに、ほとんど
の場合それがどんな発想や
志なのか、内容はまったくかがい知れない。

◇いま政策審議会では、分権推進法案、地球
環境保全基本法案、政治腐敗防止法案、戦後
補償政策、軍縮プログラムなどの立案作業が
本格化しているが、平和、環境、人権、分権
などの理念のもとに具体的な立法・政策活動
を通じて、新しい発想や強烈な志を發揮する
ことこそ、政治家の本務であろう

(道)

政策資料編集委員会

委員長 早川 勝
編集委員 小野信一
元信 堯

外口玉子
山本正和
浜谷 悅

温井 寛
河野道夫
渡辺 博

川那辺 博

穂山 篤

篠崎年子
原野人
菅野久光

佐間田勝美
石田好数
石田好数

松前仰

会計監査
兼事務局長
元信 堯

早川幸彦
河野道夫
渡辺 博

原野人
菅野久光

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 三〇〇円
五一円

年間購読料 四二〇〇円（前納）
郵便振替 東京8-80821

又は

大和銀行 衆議院支店
普通 2038888

日本社会党政策審議会

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

December 1992

No. 315

<Foreword>

TOGUCHI Tamako,
Member of the House of Representatives

<Documents>

- Chairman Tanabe's speech at the plenary session of the House of Representatives
- Mr. Kubo's speech at the plenary session of the House of Councilors
- Request letter on the nuclear energy day

<On Shadow Cabinet>

- Request letter on firm civilian control of the Self Defense Forces
- Request letter on tightening the automobile fuel emission control
- Policy proposals on mobility handicap

<Policy Focus>

- Report on the Draft Basic Law for Global Environment
- Policies on the defense budget and national security in the transitional period

政策資料 12月号

編集人 政策資料編集委員会

発行人 早川 勝

発行 日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館

電話 03(3581) 5111 内線3886~7

FAX 03(3502) 5857

定価300円 (送料51円)

**PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE SOCIAL DEMOCRATIC PARTY OF JAPAN**

First Members Office Bldg., the House of Representatives

2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

Phone(03)3581-5111 Ext.3886~7 Fax(03)3502-5857